

鳥取市緑の基本計画 (改定案)

注1) 「現行計画」は「前回計画(H21.4)」に変更しています。

注2) 文中の青文字は前回計画から変更した箇所を示します。

令和7（2025）年12月

鳥 取 市

目 次

序章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨	序章-1
2. 改定の背景	5
3. 計画の対象	10
4. 計画の構成	12

第1章 鳥取市の緑の現況・課題

1. 鳥取市の概要	第1章-1
2. 鳥取市における緑の現況	5
3. 前回計画の検証・評価	14
4. 市民アンケート	15
5. 課題の整理	17

第2章 計画の基本方針

1. 基本理念	第2章-1
2. 基本方針	2
3. 計画の目標水準	3

第3章 計画推進のための施策

1. 施策の体系	第3章-1
2. 計画推進のための施策	3
3. 緑の保全と整備の方針	14

第4章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区とは	第4章-1
2. 地区の設定要件	1
3. 緑化重点地区の選定	2

参考資料

1. 上位・関連計画	参考資料-1
2. 市民アンケートについて	11
3. 緑の現況（参考資料）	27
4. 前回計画の評価・検証	48
5. 緑に関する法制度等	57
6. 鳥取市緑の基本計画策定体制	60

注) 専門用語やカタカナ用語などについては、ページ毎に注釈を付けています。

序章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

「緑をいかに守り・育て・増やしていくか」を示す計画

「緑の基本計画」とは、都市緑地法¹第4条に基づき「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定める計画です。

本計画では、緑地の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に以下の3点を定めることが重要であり、必要に応じてその他の事項を定めるものとします。

【計画に定めることが望ましい項目】	※緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版より
①緑地の保全及び緑化の目標	
②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	
③緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	

(2) 緑の必要性

緑は都市の環境を守り、住民の健康と安全、豊かな暮らしを支える社会資本

緑は都市にとって不可欠な「社会資本」であり、健康で快適な生活環境の基盤を形成する重要な要素です。都市化や人口減少、高齢化、気候変動に伴い、緑の多様な機能の重要性はさらに高まっています。

具体的には、緑はヒートアイランドの緩和、大気浄化、洪水や土砂災害の防止といった環境保全機能に加え、市民の心身の健康増進や地域コミュニティの形成、生物多様性の保全や美しい景観づくりに欠かせません。

また、これらの機能を都市のインフラとして活用する「グリーンインフラ」の考え方方が重要で、自然環境の多様な機能を土地利用と統合し、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。



¹ 都市緑地法：良好な都市環境の形成のため、緑地の保全と緑化の推進に関する必要事項を定めた法律。

(3) 都市における緑の機能

都市における緑の機能は主に4つ

緑は自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。都市における緑の機能は、次の4つに分類することができます。

■ 緑の役割と機能



① 環境保全機能

緑は、光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素を生み出し、大気中の汚染物質を吸収して大気を浄化します。また、蒸散作用や日射の遮断によって、ヒートアイランド現象を緩和し、都市の気温上昇を抑えます。また多様な生物の生息場所を提供し、生物多様性の保全に貢献します。

② 健康・レクリエーション機能

緑は、ストレス軽減やリラックス効果をもたらし、緑がつくる心地よい空間は地域のさまざまな活動が生まれる場所となります。公園や緑地は、散策、スポーツ、休憩など私たちの心と体の健康を育む健康維持や憩いの場となり、農地は、新鮮な食料の生産の場や食育の場にもなっています。

③ 景観形成機能

緑は、潤いのある都市景観を形成し、さらには四季の変化などにより地域固有の文化の形成にも大きな役割を果たします。都市周辺の自然景観とともに季節ごとのいろいろな景色はうるおいを感じさせ、暮らしを豊かにしてくれます。

④ 防災機能

緑は、山林、農地、公園緑地、まちなか、河川・水面において、雨水を貯え、土壌を安定させることで、土砂流出や都市型洪水などの自然災害を防止します。また、地震や火事など大規模災害時では、緑の空間が避難空間や救護活動拠点としての機能、延焼防止効果、土砂災害に対する緩衝作用などの防災機能を有し、災害時の避難場所・防災拠点になります。一方、暮らしの安全・安心面では、枝が伸びすぎたり、枯れてしまうことで、「信号や標識がみえにくくなる」、「木が台風などで倒れやすくなる」、「害虫が繁殖する」など、暮らしの安全・安心に影響を及ぼします。緑を良好な状態に保ち、暮らしの安全・安心を守るには、普段から適切な剪定や植え替えを行うことが大切です。

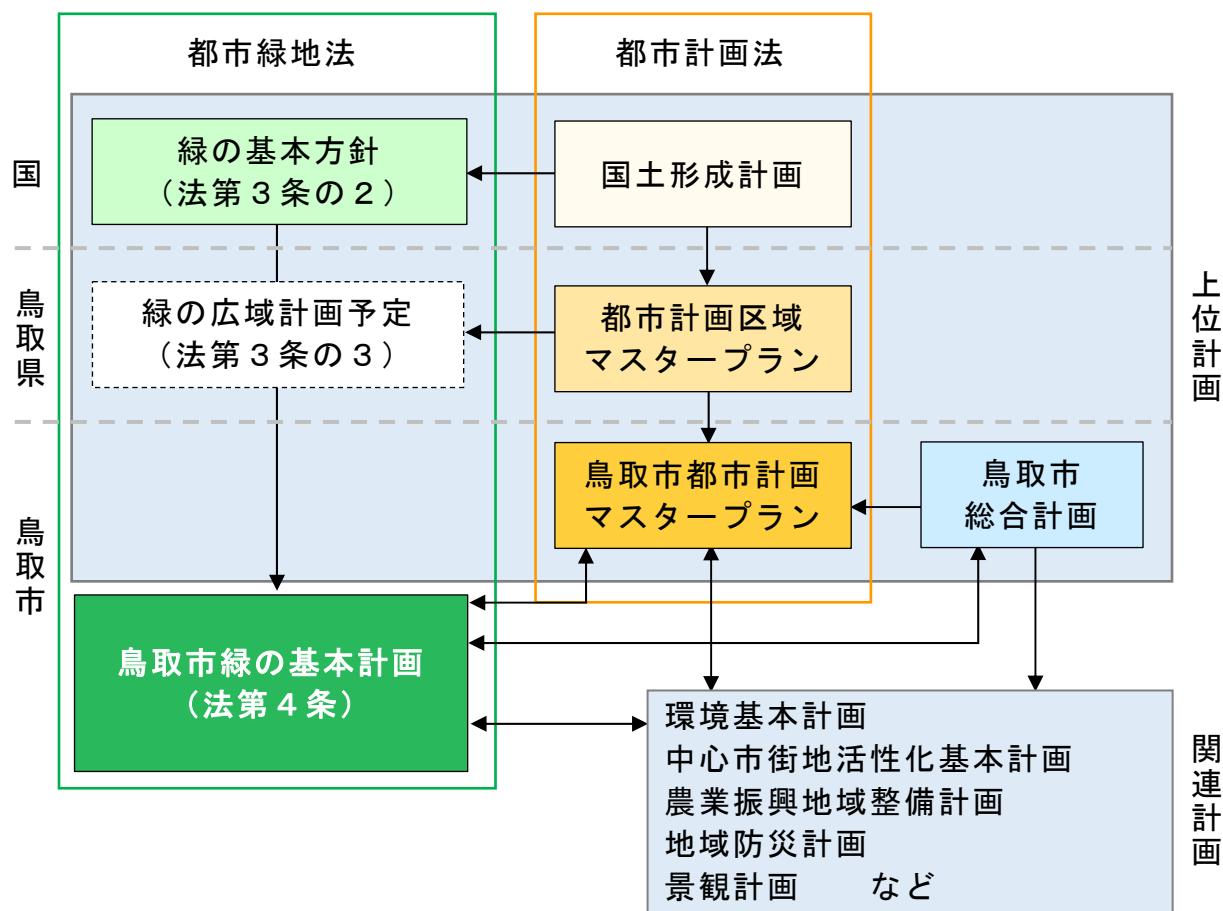
このように緑は良好な環境を保ち、安全で快適な生活空間を営む上で、重要な役割を担っています。

(4) 計画の位置づけ

緑の基本方針や上位・関連計画に基づき計画を策定する

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を指針とし、鳥取市総合計画¹や都市計画マスタープラン²などの上位計画、その他関連計画との整合を図りながら定め、本市の今後の緑に関する基本的指針として活用していくものです。

今後は、市民・事業者・市の協働³のもと、本計画に沿った事業・取り組みを進めていきます。



¹ 総合計画：地方自治法に基づき、まちづくりの方向やそれを実現するための施策などを定める計画。

² 都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。

³ 協働：市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。

2. 改定の背景

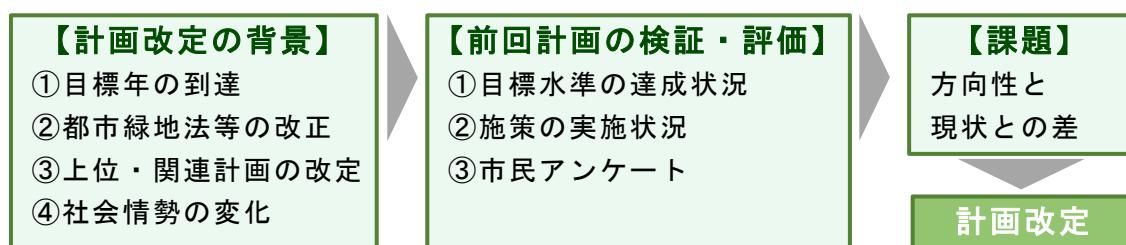
(1) 計画改定のポイント

前回計画の目標年到達、法改正や各種計画の策定、社会情勢変化への対応

近年、地球温暖化による気候変動への対応や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上など、都市の緑地が果たす役割に、より大きな期待が寄せられています。そのような中、令和6年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全等の取組を一層促進するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)」が国から示されました。

一方、本市の計画は、策定から15年以上が経過し、これまでの間に都市緑地法等の関係法令の改正や鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画をはじめ、関連計画の改定が行われており、緑のまちづくりに関する社会情勢の変化等を踏まえた新たな方針を示す必要があります。

このため、前回計画の検証・評価やアンケート調査を行いながら、必要な見直しを行っていきます。



(2) 都市緑地法等の改正

都市緑地法と都市公園法の変遷

緑の基本計画の関連する法令は、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、環境基本法、景観法、都市計画法、都市再生特別措置法、農地法、森林法などがありますが、特に関連の深い次の2つについて改正経緯を以下に示します。

都市緑地保全法	2001(H13)改正 現都市緑地法 1973(S48)年制定	2004(H16)改正 「都市緑地法」に改称 緑の基本計画における 都市公園明確化 緑地保全地域 地区計画緑地保全条例	2017(H29)改正 緑の基本計画における 都市公園の管理方針明確化 定義に農地追加 市民緑地認定、 緑化地域(改正)	2024(R6)改正 緑の基本方針策定 国土等による戦略的な 都市緑地の確保 貴重な都市緑地の積極的 な保全・更新 緑と調和した都市環境 整備への民間投資の 呼び込み
都市公園法	2003(H15) 施行令改正 1956(S31)年制定	2004(H16)改正 都市公園配置基準 公園施設 弹力化 占有物 弹力化	2017(H29)改正 借地公園 立体都市公園	2024(R6)改正 公園設置管理制度 (Park-PFI) 公園協議会 維持修繕基準
H20 鳥取市緑の基本計画策定				

(3) 上位・関連計画の改定

鳥取市緑の基本計画は、以下に示す計画を上位計画として位置づけつつ、各種個別計画との整合を図りながら見直しを進めます。

ア 緑の基本方針（2024年(令和6年)12月）

計画期間	2024年(令和6年)年度～2033(令和15)年度
将来的な都市のあるべき姿	人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being（幸福感）が実感できる緑豊かな都市
個別目標	①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現 ②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市の実現 ③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市づくり
実現のための施策	・都道府県「緑の広域計画」、市町村「緑の基本計画」の策定促進 ・市民や関係者の緑の価値観の醸成 ・多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発 ・環境教育の推進

イ 鳥取県都市計画区域マスタープラン（2022年(令和4年)3月）

(ア) 鳥取都市計画区域

計画期間	2022(令和4)年度～2031(令和13)年度
都市づくりの目標	1. 市街地と農村部が調和した持続可能な都市づくり 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 環境に配慮した都市づくり 5. 防災減災・防犯都市づくり 6. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。
緑地の確保水準	国の目標である 20 m ² /人の達成に向けて、引き続き都市公園等の整備を検討していく。
緑地保全地域等の指定方針	緑地保全地域：市街地内及びその周辺において、自然環境の特に良好な地区で、都市の景観を構成する上で重要な緑地を対象とし、末恒地区、布勢地区、丸山地区等の緑地の指定を検討する。 風致地区：市街地周辺において自然環境の良好な地区の一団の緑地を対象とし、小沢見、湖山池周辺、久松山山系、稻葉山山麓、津ノ井地区、橋谿公園、浜坂地区等の緑地の指定を検討する。

(イ) 福部、八頭中央、気高、鹿野、青谷都市計画区域

計画期間	2022(令和4)年度～2031(令和13)年度
都市づくりの目標	1. 地域コミュニティの維持・活性化 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 防災減災・防犯都市づくり 5. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑を緑地として有効に活用するため、アクセス性の向上等、緑のネットワークを形成していく。

序章 計画策定の趣旨

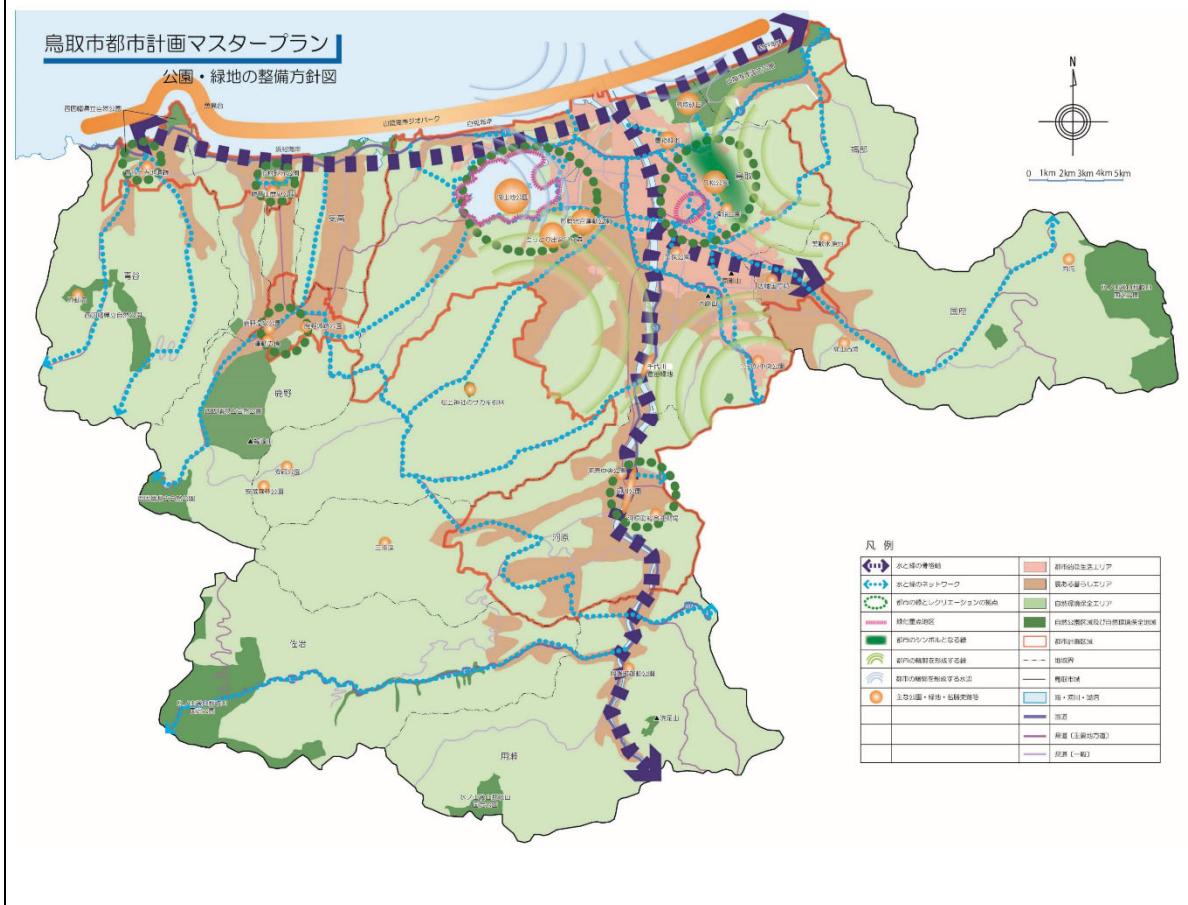
ウ 鳥取市総合計画（2026年(令和8年)4月）予定

計画期間	2026（令和8）年度～2035（令和17）年度
めざす将来像	一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながらともに豊かに暮らせる鳥取市～オアシスとっとり～
まちづくりの理念	挑戦・協働・共生・誇り
まちづくりを支える都市のかたち	多極ネットワーク型コンパクトシティ
緑地・緑化の方針	緑豊かなまちづくりの推進 ◆市民の緑化意識の向上

注) 計画は策定中のものであり、内容が変更になる場合があります。

エ 鳥取市都市計画マスターplan（2017年(平成29年)3月)

計画期間	2016（平成28）年度～2046（令和28）年度
都市づくりの将来像	多極ネットワーク型コンパクトシティ
都市づくりの基本方針	1. 賑わいと活気ある市街地の再生 2. 暮らしやすい田園生活空間の創造 3. 豊かな自然環境や美しい景観・観光資源などの保全 4. 産業振興と交流・連携を促進する交通基盤づくり 5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり
公園・緑地の整備方針	・水と緑の保全・再生と活用 ・公園・緑地の整備 ・施設の緑化促進と緑の回廊及びネットワーク形成 ・市民参加による緑のまちづくり



(4) 社会情勢の変化

①生物多様性への配慮

宅地化の進展により生息空間が減少し、自然環境の連続性を意識した保全が必要となっています。また、緑地同士をつなぐ生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）で動植物の移動や交流を支えることで豊かな生物多様性を確保します。



②SDGs（持続可能な開発目標）への対応

『Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）』は、世界中の人や生き物が未来のために、みんなで達成すべき 17 のゴールで、この理念に沿い、自然環境保全や再生を通じて持続可能なまちを目指します。



③自然災害への対応と地球温暖化対策の推進

我が国は 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指しています。都市緑地の保全・整備・管理を通じて温室効果ガスの吸収を強化し、環境負荷の小さい緑豊かな都市づくりを推進しつつ、自然災害の多発・激甚化に対応し、防災・減災を重視した地域づくりを推進します。



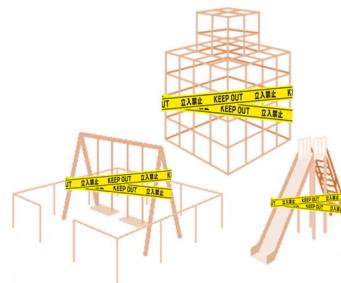
④グリーンインフラの推進

自然が持つ多様な機能を社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面で活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組（グリーンインフラ）を進め、環境課題の解決や地域の持続可能性向上に寄与する施策として、戦略的に展開します。



⑤人口減少、少子高齢化の進展と社会インフラ老朽化への対応

高度経済成長期に集中的に整備されたインフラは「老朽化が加速」しています。人口減少、高齢化により「担い手が不足」する中、本市においても、都市公園のうち約 4 割は昭和時代に整備されています。このため、安全管理や効率的な維持管理が求められています。



⑥健康への関心の高まり

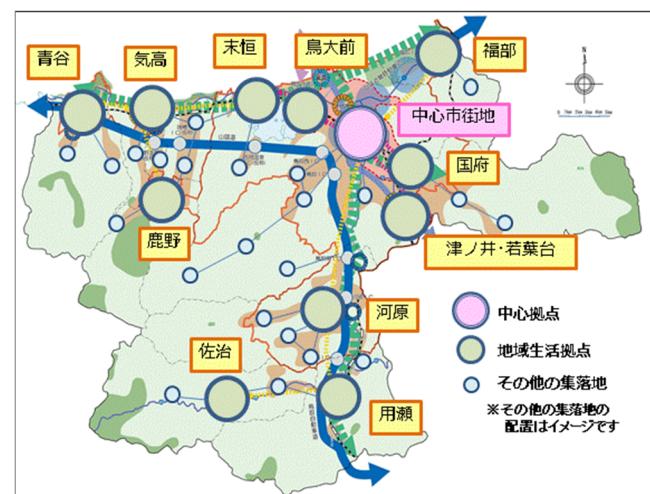
2025年（令和7年）現在、団塊の世代が75歳以上に到達することで医療・介護が必要となるリスクが高まり、2035年頃にピークを迎えると予測されています。今後、社会保障費の増加や福祉・医療サービスなどの需要の増大が見込まれます。その一方で、市民の健康への関心の高まりもあり、市民が様々な健康づくりやスポーツを通して健康的な生活を送るというニーズは高まってきています。



⑦都市構造の変化

鳥取市は立地適正化計画の策定を進めており、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基に、生活利便性の高い居住誘導区域を設定し、都市機能の集約と公共交通の充実を図り、持続可能な都市構造を目指しています。

また、整備予定の山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（南北線）は、道路網の利便性向上や防災力強化だけでなく、周辺自然環境に配慮した計画がなされています。

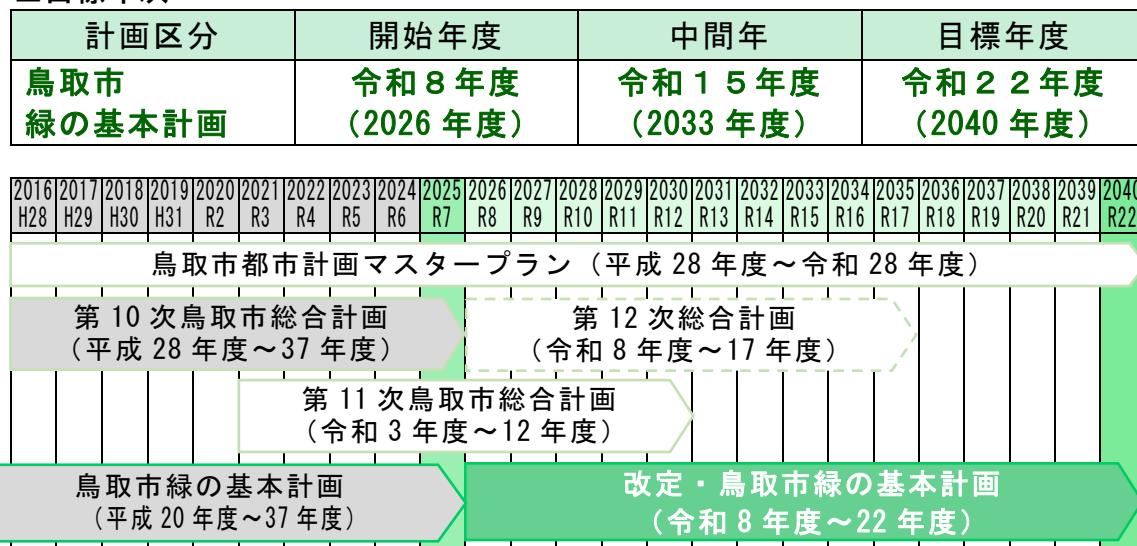


3. 計画の対象

(1) 対象期間

本計画の対象期間は、令和8（2025）年度から令和22（2040）年度までの15年間とします。また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

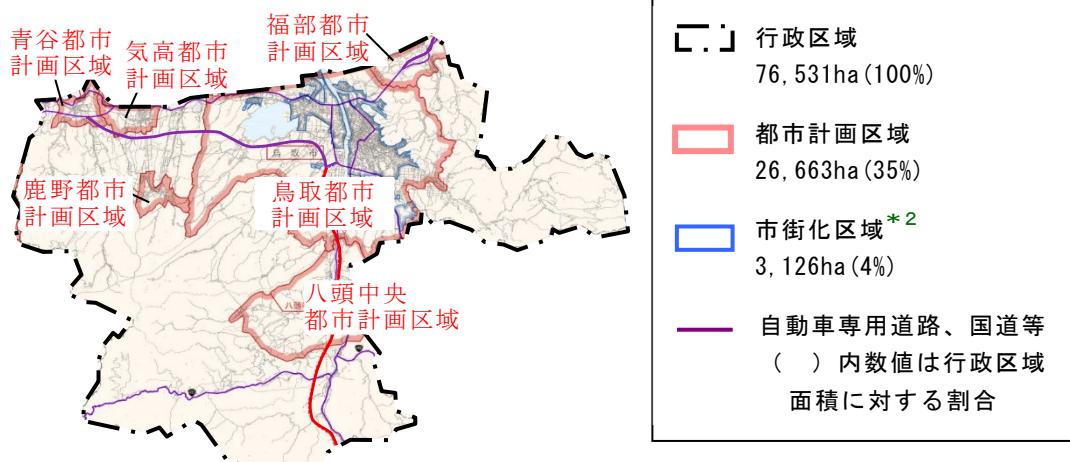
■目標年次



(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として都市計画区域^{*1}を基本としますが、周辺地域との緑の連続性や広域的なまちづくりを進めるため、都市計画区域外も検討とします。

■対象範囲：全市を対象



¹ 都市計画区域：市街地や山林、田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域。

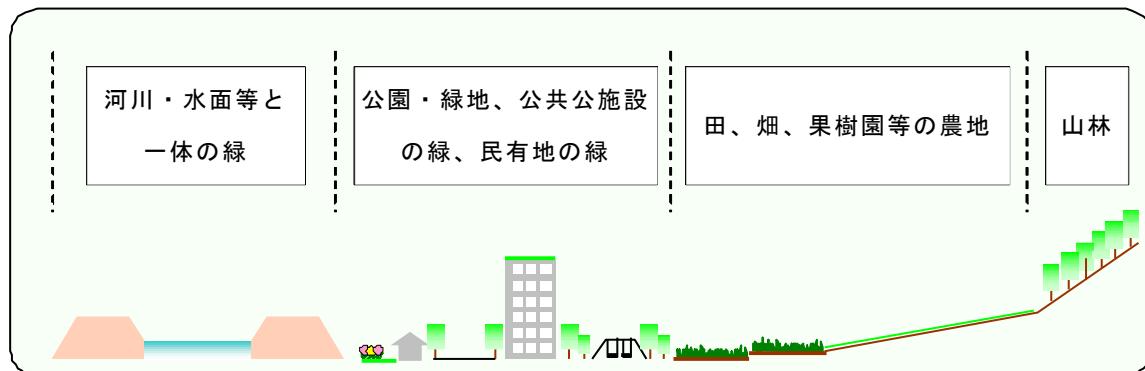
² 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

(3) 対象となる緑

対象とする緑は、都市緑地法第3条第1項で示す「緑地」（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの）と同義とします。

また、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであるため、民有地も含むすべての緑が対象となります。

■ 対象となる緑のイメージ図



ア 「緑地」とは

本計における緑地を以下のように区分します。

- ①施設緑地：公園や広場など一般に利用できる施設として確保されている土地の区域
- ②地域制緑地：様々な法律に基づく制度によって土地利用や開発などが制限されている土地の区域

■ 緑地の区分



イ 「緑化」とは

本計画における緑化とは、道路や公園等の公益施設の植栽、民有地の植栽など、緑で被われた空間を形成するための活動やその空間の状態をいいます。

¹ 緑地協定：緑地の保全や緑化の推進に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

² 景観協定：良好な景観形成に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

4. 計画の構成

本計画は、法律に定める計画事項やわかりやすさなどを考慮し、次のような構成とします。

■本章の構成

序章

計画策定の趣旨

緑の基本計画の改定にあたり、その目的や位置づけなど、計画の概要を説明します。

第1章

鳥取市の緑の現況・課題

緑の現況、市民アンケートなどから、緑についての課題を抽出します。

第2章

計画の基本方針

現況や課題を踏まえて、計画の基本理念や基本方針を定めるとともに、具体的な目標）を設定します。

第3章

計画推進のための施策

将来像を実現するために、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を設定します。

第4章

緑化重点地区

本計画の目標を先導して具体化するため、重点的に緑化推進に取り組むべき施策を示します。

参考資料

都市の緑づくりに関する上位計画や市民アンケートの結果、目標水準設定のための参考指標などを整理しています。

第1章 鳥取市の緑の現況・課題

1. 烏取市の概要

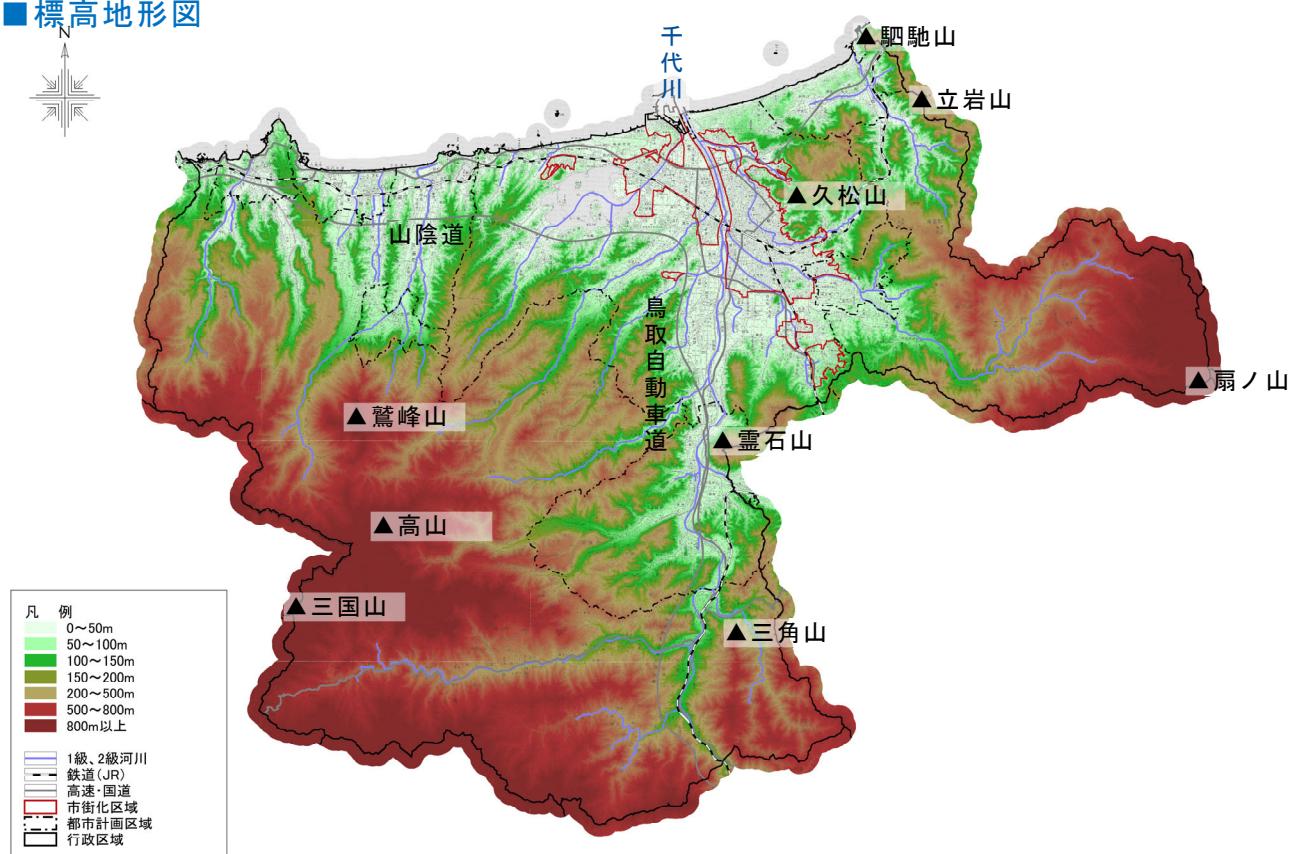
(1) 位置・地勢

本市は、鳥取県の北東部に位置する人口約18万人の県都で、北は日本海、東は岩美町、兵庫県新温泉町、南は八頭町、智頭町、岡山県津山市、西は三朝町、湯梨浜町に隣接しています。

市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。千代川流域から始まった市街地は、概ね半径5km程度の広がりで、その中に空港、大学などが立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されています。

本市は、平成16年11月1日には鳥取県東部の8市町村が合併して誕生し、当初は人口約20万人を擁する特例市としてスタートしました。現在の人口は約18万人で、中核市に指定されています。山陰地方では、松江市に次ぐ都市規模を持ち、自然環境と都市機能が調和した地域です。また、令和4年3月には、鳥取自動車道（鳥取道）が全線開通し、山陽地方と山陰地方が高速道路で直結され、沿線地域の連携強化・経済活性化・移動利便性の向上が図られています。

■ 標高地形図



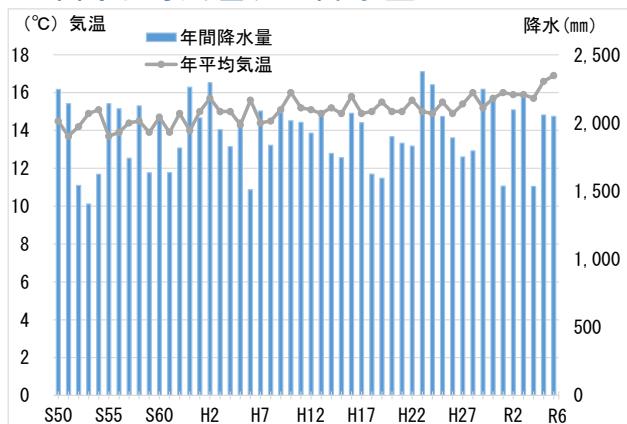
資料：数値標高モデル 10m メッシュ国土地理院より作成

(2) 気候

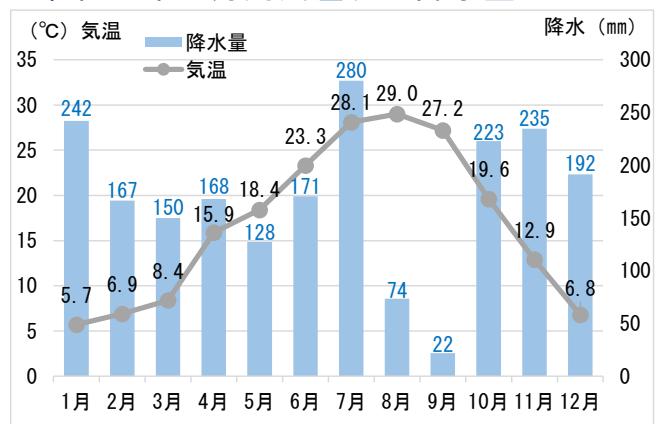
本市の気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖で四季の移り変わりが感じられる気候です。年間降雨量は約 2,000mm 前後で、梅雨や秋の台風期に多く降る傾向があります。統計開始年の昭和 18 年の最高気温は 34.4 度でしたが、近年の最高気温は令和 6 年に 39.4 度を観測しました。

令和 6 年の月別の平均降水量は 1 月や 7 月が多く、平均気温は 8 月で 29.0 度、冬の 1 月で 5.7 度でした。8 月の日最高気温は近年上昇傾向にあり、ヒートアイランド現象の影響が考えられることから、対応が必要となっています。

■ 年間平均気温及び降水量



■ 令和 6 年の月別気温及び降水量

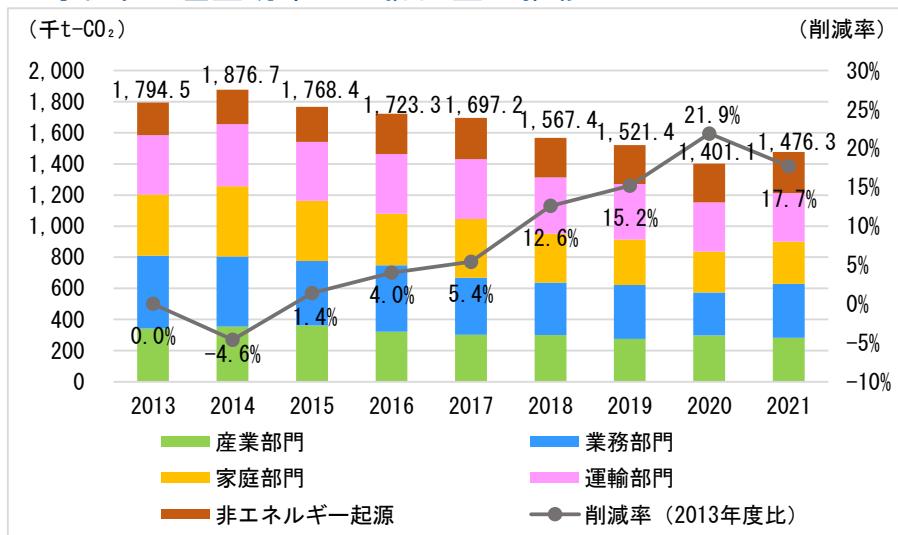


資料：気象庁 過去の気象データ

鳥取市の気候変動に起因する温室効果ガス排出量は、種々の施策により年々減少傾向にありますが、本市の豊かな緑は吸収源としての役割を担いながら、気候変動の緩和や市民生活の質向上に不可欠な要素となっています。

今後も、森林の保全・再造林、都市緑化、樹木の適切な管理を推進し、温室効果ガスのさらなる削減と快適な生活環境の創出を目指す必要があります。

■ 鳥取市の温室効果ガス排出量の推移



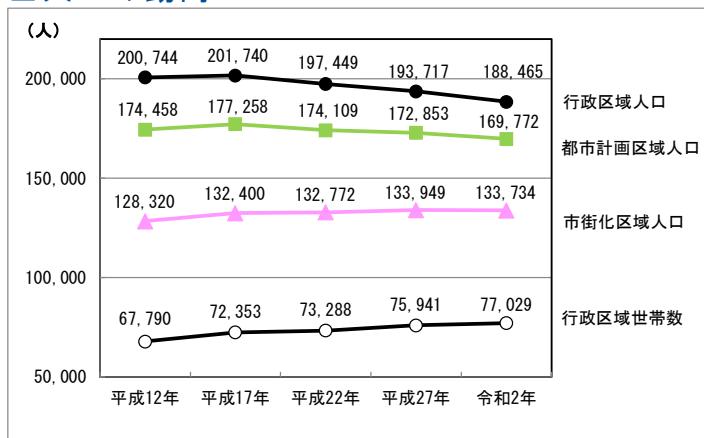
資料：第3期鳥取市環境基本計画

(3) 人口・世帯

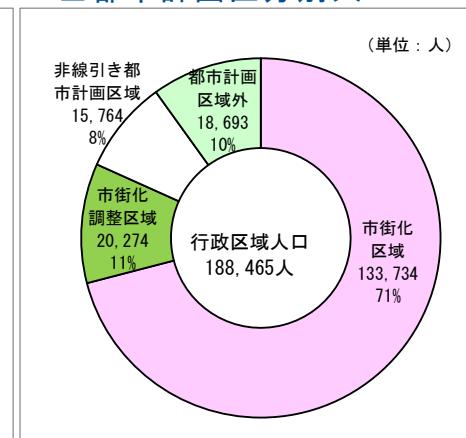
本市の行政区域人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では各々188,465人、77,029世帯となっています。(住民基本台帳では、令和7年3月末現在で178,010人、81,891世帯)。また、市街化区域人口は133,734人で、行政区域全体の約7割を占めており、多くの市民が市街化区域に居住しています。

このような人口動態や居住形態の変化により、都市緑地の確保や管理が難しくなり、緑の減少が進んでいます。特に土地の細分化や駐車場増加による民地の緑の減少が深刻で、快適で持続可能な生活環境づくりのため、緑地保全と緑化推進が喫緊の課題となっています。

■ 人口の動向



■ 都市計画区分別人口



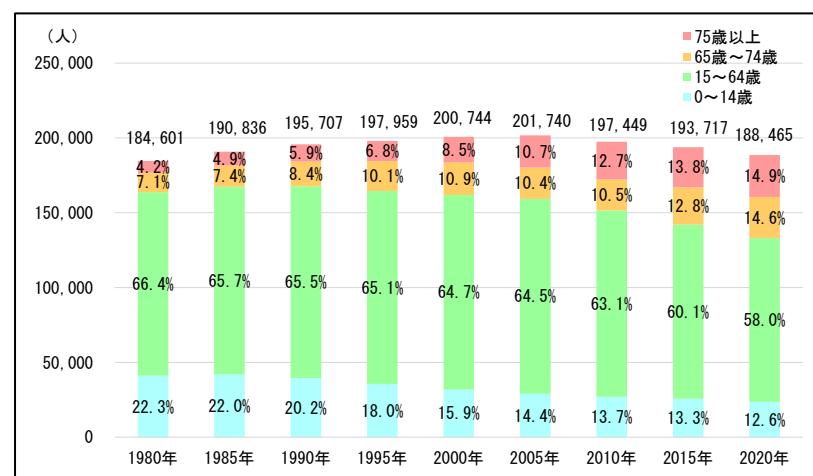
資料：各年国勢調査

資料：令和2年国勢調査

(4) 年齢区分別人口

鳥取市の令和2年の人口は188,465人で、そのうち65歳以上の高齢者が29.5%を占めています。高齢者の割合が増加する一方で、子どもや若年層は減少傾向にあり、生産年齢人口とのバランスも変化しています。この人口構造の変化は、都市緑地の利用形態やニーズに影響を及ぼすとともに、人口減少に伴う維持管理の担い手不足など緑地管理の課題を深刻化させています。

■ 年齢4区分別人口の推移



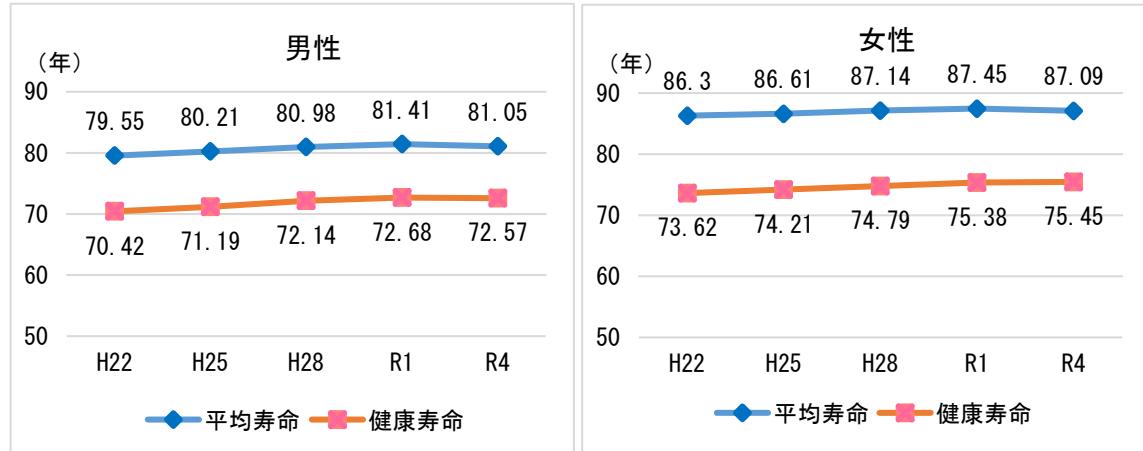
資料：各年国勢調査

(5) 平均寿命・健康年齢

鳥取市の平均寿命は、男性で約81歳、女性で約87歳であり、健康寿命は男性で約72歳、女性で約75歳となっています。寿命が伸びる一方、平均寿命と健康寿命の差（健康でない期間）が約10年程度あります。

この健康寿命延伸には、都市緑地の役割が重要で、緑地は運動やリラクゼーションの場を提供し、心身の健康維持に貢献しています。高齢化が進む鳥取市においては、誰もが安心に利用しやすく、健康づくりを支える緑地の充実が求められています。

■ 平均寿命と健康寿命



資料：平均寿命のH22は「完全生命表」、H25・H28・R1・R4は厚生労働省「簡易生命表」
健康寿命は厚生労働科学研究所において算出

(6) 観光

定住人口の減少が懸念される一方、観光振興による交流人口の増加は重要な課題です。本市の代表的な観光地である鳥取砂丘や鳥取城跡周辺は、多くの人々が「自然と調和した緑豊かなまち」の魅力を感じる場所となっています。

今後も、本市の歴史・文化や自然環境を生かし、多くの観光客が「緑豊かな鳥取市」の魅力に触れ、交流人口の拡大につながることが期待されます。

■ 観光客入り込み数

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鳥取砂丘	1,092,701	1,164,887	575,541	600,258	929,020	1,126,756
鳥取砂丘こどもの国	152,925	152,959	78,470	94,788	132,932	171,760
砂丘周辺施設	1,871,575	2,199,785	990,918	1,017,954	1,515,003	2,142,181
鳥取港周辺施設	1,907,908	2,056,282	1,484,601	1,323,100	1,503,259	1,650,988
道の駅	2,036,287	2,484,905	1,978,989	1,891,787	2,177,394	2,410,155
鳥取城跡周辺	171,661	161,618	176,515	192,067	203,954	475,807
温泉	353,052	394,504	276,840	314,212	375,118	372,920
海水浴場	22,152	25,040	3,500	1,893	12,678	6,414
鳥取しゃんしゃん祭	319,000	332,400	-	-	2,686	218,100

注1) 鳥取しゃんしゃん祭は、令和2年は中止、令和3年は無観客で開催。

注2) 鳥取城跡周辺は、令和5年から宝珠橋カウンター数値を追加。

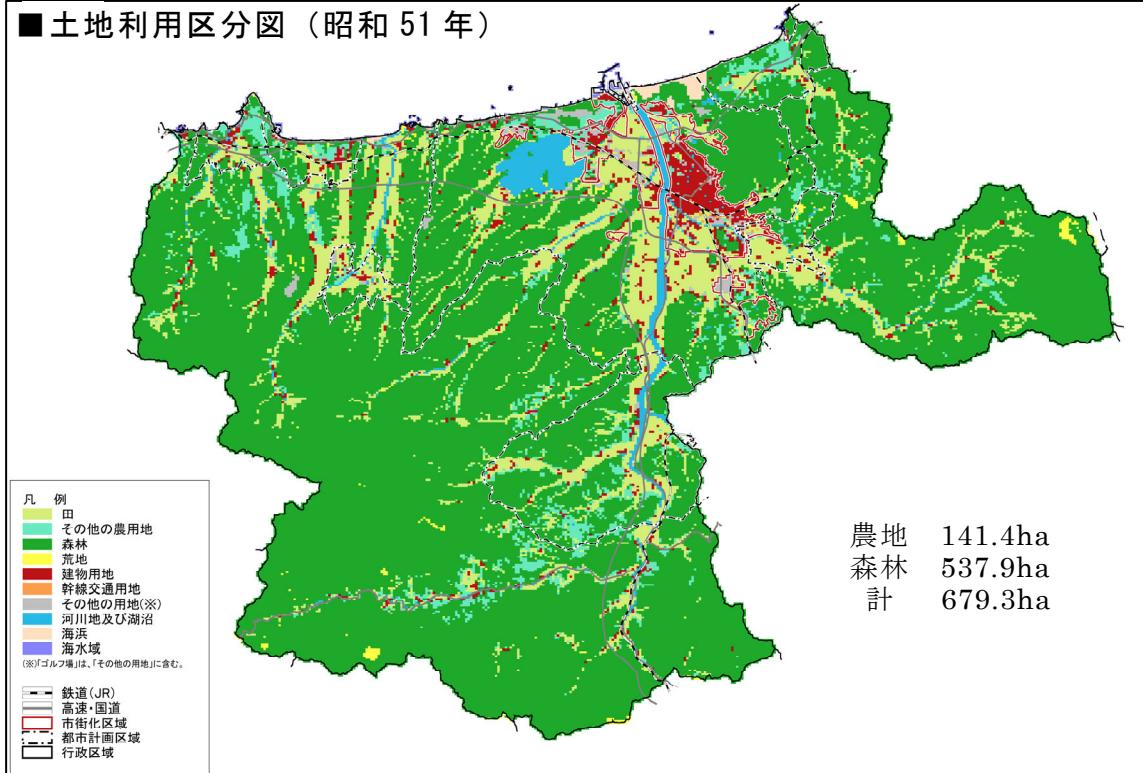
資料：観光・ジオパーク推進課資料

2. 烏取市における緑の現況

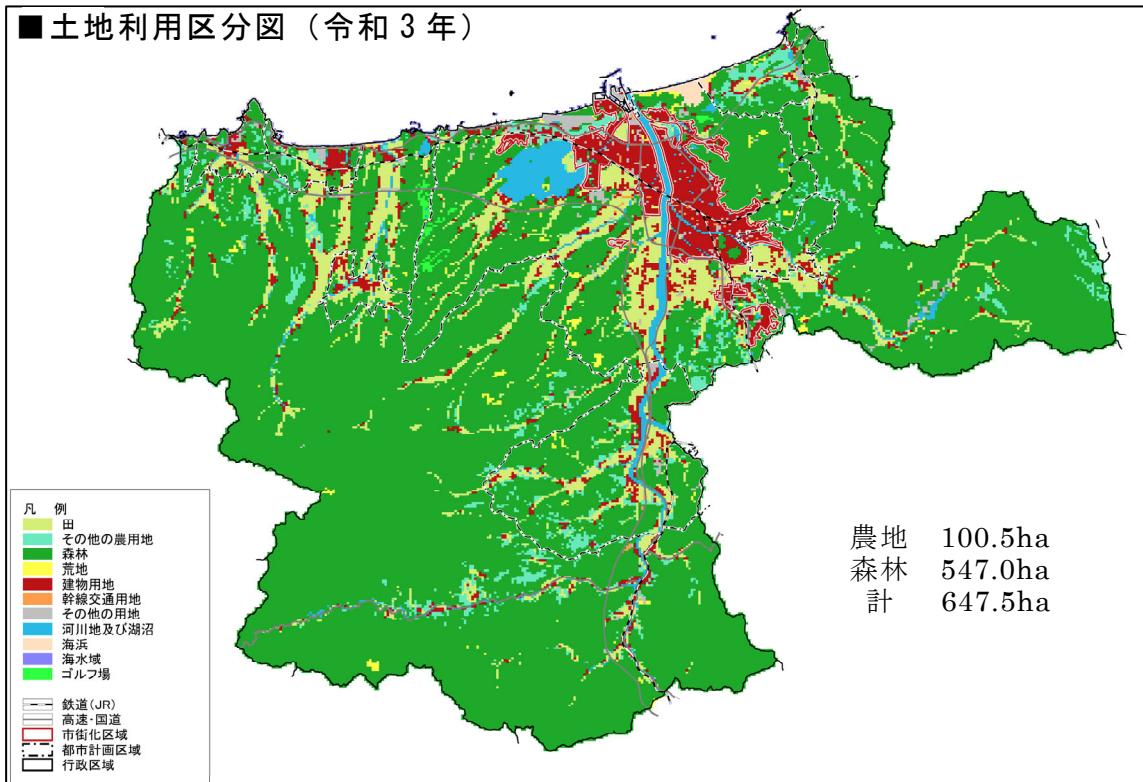
(1) 市街地の変遷

高度経済成長期以降、市街地が拡大し、本市の発展に伴い緑地は減少しました。近年は私有地の細分化や利用転換が進み、まとまった緑地の確保と適切な管理が課題となっています。

■ 土地利用区分図（昭和 51 年）



■ 土地利用区分図（令和 3 年）



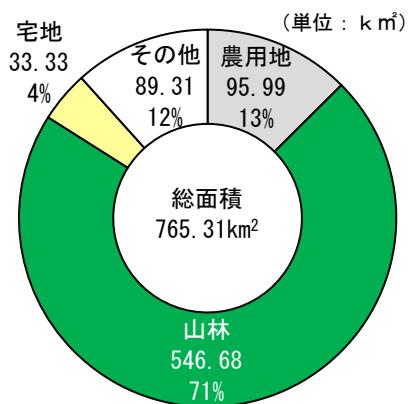
(2) 鳥取市の緑の状況

ア 鳥取市の緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農用地や山林は、市域面積 765.31 km^2 に対し 642.67 km^2 と約 8 割を占めています。

これらの緑地は自然公園法や森林法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、文化財保護法、景観形成条例をはじめとする各種条例等による地域制緑地が指定されていますが、引き続き緑地の保全に努める必要があります。

■行政区域の土地利用面積



資料：固定資産税課
林務水産課（令和6年4月1日）

イ 緑被率

緑被率とは、航空写真等で上空から見た際の樹木、草、芝生、農地などの緑が地表を覆う面積の割合を示す指標です。

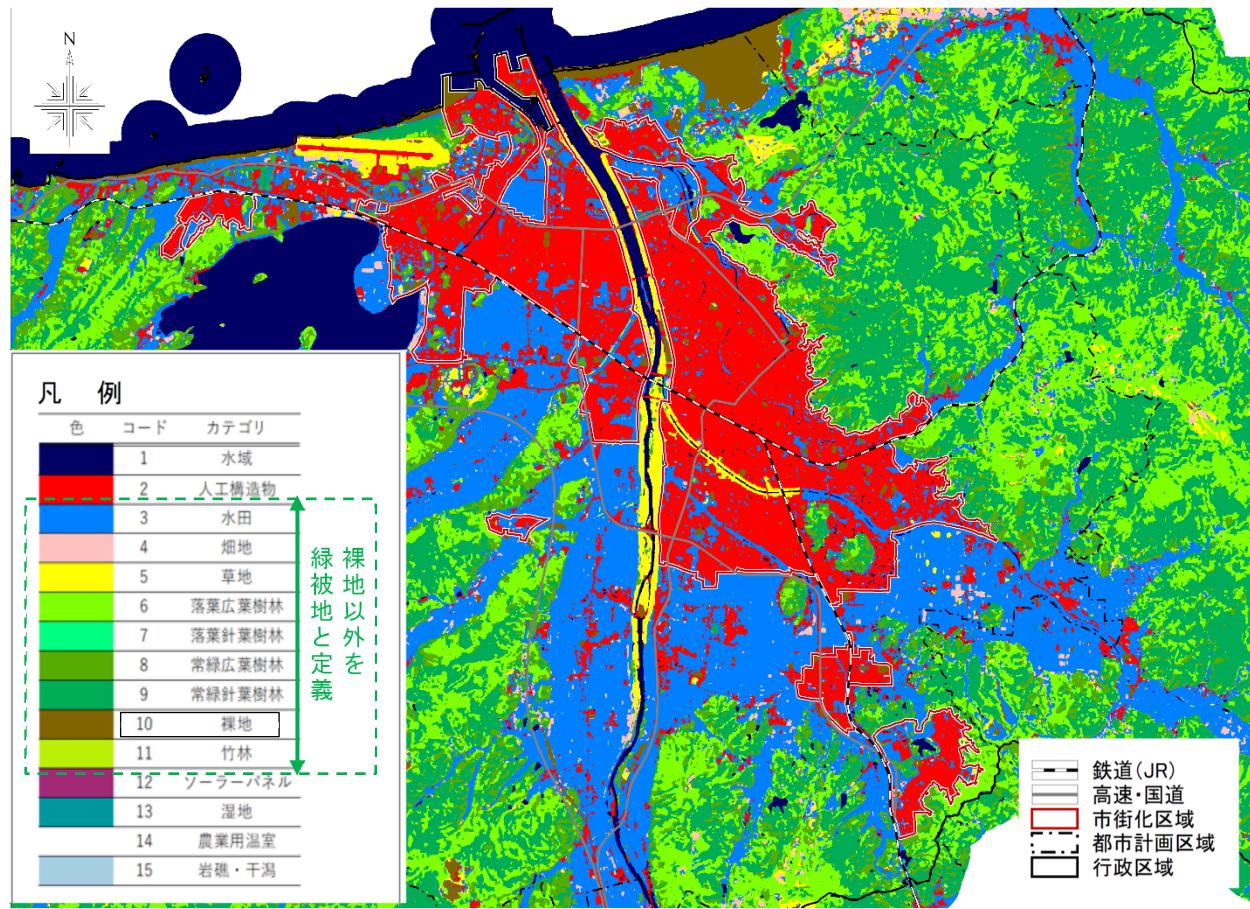
本市の市街化区域における緑被率は 2024 年データによると 11.8%となっています。

■市街化区域の緑被率

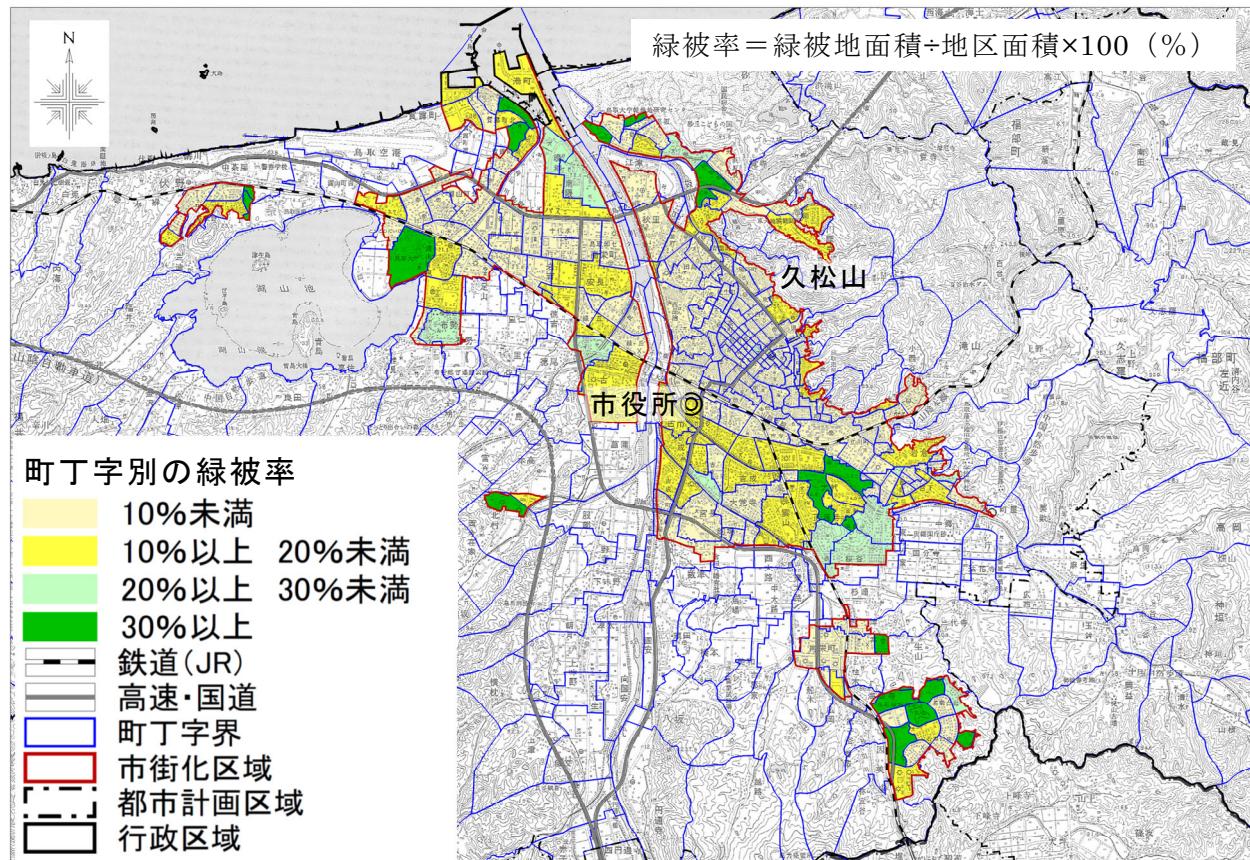
区域面積	緑被地面積	緑被率
3,126ha	368.4ha	11.8%

資料：2024 年 JAXA 高解像度土地利用土地被覆図

■ JAXA 高解像度土地利用土地被覆図（2024年データ）



■ 町丁字別緑被率図（2024年データ）



資料： JAXA 高解像度土地利用土地被覆図(日本域 10m 解像度)、国勢調査の町丁字より算定

ウ 都市内の一団の緑地

都市内には市街地の背景となる山林や都市公園、都市緑地、河川緑地、鎮守の森などのまとまった緑があります。しかし、宅地開発等の都市化の進行により都市の緑が減少しています。都市の防災機能やレクリエーション機能を高めるために、こうした拠点を保全・創出する施策の検討が必要です。

一団の緑地



袋川緑地



貴重な緑地（県庁北側の緑地）

工 都市農地

市街化区域内には、小規模ながら農地が点在しており、都市の緑地機能の一部として、多面的に活用・保全されています。

また、気軽に農産物を栽培する機会を市民に提供することにより、農業に対する理解と関心を深めていただくことを目的として、市民農園を開設しています。

■市民農園

地区	一区画	区画数
祢宜谷	20	41 区画
布勢	10	30 区画
叶 A, B	10	25 区画
滝山	10	70 区画
〃	20	26 区画
里仁 A	10	42 区画
里仁 D	20	12 区画
吉岡	10	84 区画
〃	20	16 区画

資料：鳥取市農政企画課資料



市街化区域内農地



滝山市民農園

才 都市公園の整備状況

本市の都市公園は令和7年現在 147箇所、219.5ha が整備されています。また、1人当たり都市公園面積は令和6年3月末現在 13.5 m²/人、となっており、全国平均の 10.9 m²/人及び都市公園法施行令が示す基準の 10 m²以上/人を上回っています。

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されたことから、「加速するインフラ老朽化」や、人口減少、高齢化の進行による「緑の担い手不足」が指摘されています。本市においても、都市公園のうち約 4 割は昭和時代に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。

今後、都市における快適な生活空間を形成するため、住民要望や財政状況、配置等を考慮しながら、公園整備を進めていく必要があります。

■都市公園の整備状況

(令和7年3月31日現在)

種別	公園数 (箇所)	箇所別 構成比	供用 面積 (ha)	箇所別 構成比	一箇所 当たり 平均面積 (m ²)	一人当たり 都市公園 面積 (m ²)
住区基幹公園	街区公園	123	83.7%	26.78	12.2%	2,177
	近隣公園	5	3.4%	6.18	2.8%	12,360
	地区公園	4	2.7%	33.54	15.3%	83,850
	特定地区公園	—	—	—	—	—
都市基幹公園	総合公園	1	0.7%	44.73	20.4%	447,300
	運動公園	—	—	—	—	—
大規模公園	広域公園	1	0.7%	52.4	23.9%	524,000
緩衝緑地等	風致公園	1	0.7%	4.60	2.1%	46,000
	歴史公園	2	1.4%	11.55	5.3%	57,750
	墓園	1	0.7%	6.00	2.7%	60,000
	都市緑地	9	6.1%	33.74	15.4%	37,489
合 計		147		219.52		14,933
一人当たり都市公園面積 (m ²)						

都市計画区域人口 161,494 人

資料：数値は鳥取市都市企画課資料、種別は国土交通省「都市公園の種類」



幸町棒鼻公園
(住区基幹公園 街区公園)



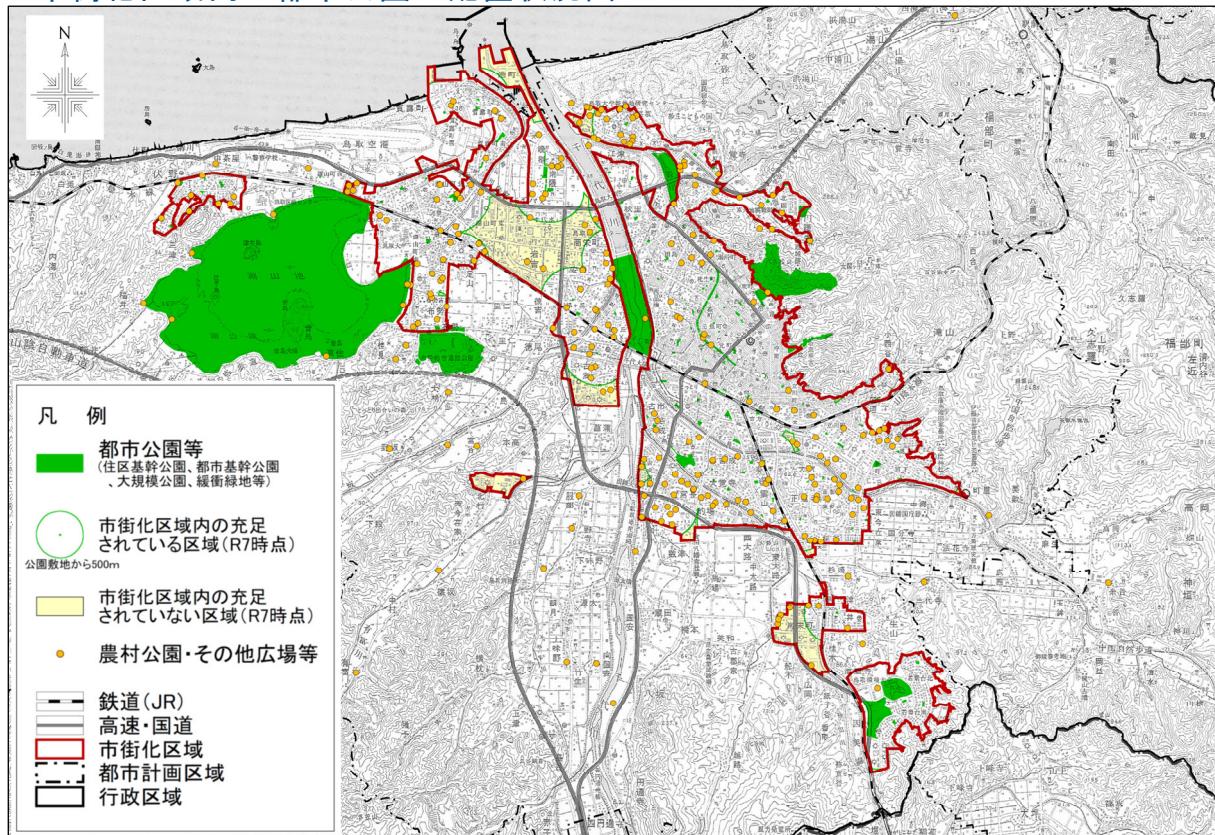
重箱緑地
(緑地)



布勢総合運動公園
(大規模公園 広域公園)

都市公園の徒歩圏域（500m）を基準に、市街化区域内の配置状況を評価すると、市街化区域 3,126ha の 89%が都市公園の利用圏に充足している一方、残り 11%は充足不足となっています。しかし、それらのエリアには、農村公園や広場等が点在しているため、市街地全体として、量的には確保されています。

■ 市街化区域内の都市公園の配置状況図



資料：とっとり市地図情報サービス掲載データを GIS を用いて加工

地域の方々との協働による低コスト（費用）・低管理による芝生化の「鳥取方式」を採用した公園・広場芝生化事業に取り組んでいます。

今後も市民の協力のもとに、引き続き芝生化を進めていくことも必要です。

■ 公園の芝生化の割合

区分	都市公園の供用開始面積	愛護会の数 ①	愛護会が結成されている公園の芝生化数 ②	芝生化の割合 ②÷①
H20	153.55ha	177	6 箇所	3%
H26	163.59ha	193	40 箇所	21%
H30	167.12ha	206	58 箇所	28%
R1	167.12ha	209	61 箇所	29%
R2	167.12ha	211	63 箇所	30%
R7	167.26ha	217	65 箇所	30%

資料：河川公園課資料

力 公共公益施設の緑化の状況

公共公益施設は、緑化推進ガイドラインなどの緑化の基準が明確に示されていないことなどから、各施設管理者が独自の判断での緑化が行われており、十分に緑化なされていないものが見られます。学校、病院、その他施設においては、関係機関と連携しながら、快適な環境や地域の緑を確保する観点から、[引き続き](#) 公共施設の緑化を進めていく必要があります。

公共施設の緑化状況



(文化センター)



(とりぎん文化会館)

鳥取市では、保育園や小学校などで鳥取方式による芝生化を実施しており、良好な成果を挙げていることから、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。

鳥取方式の芝生化の取り組み



(植え付けの様子)



(生育後の様子)

キ 民地の緑化状況

民地の緑も都市の貴重な空間であることから、住民と協働して緑を積極的に保全・創出を図るための支援の検討が必要です。

(ア) 住宅地

市街地では地区計画^{*1}などにより民地の緑化に取り組んでいる地域もありますが、近年は土地の細分化や駐車場の増加といった都市化の進行により、庭木や植栽スペースといった民有地の緑が減少しています。

また、住民の高齢化や庭の管理負担の増大により、緑地の維持が難しくなっていることも課題です。



緑地の多い住宅地（若葉台）

(イ) 工業地

工場立地法改正に伴い、生産性拡大や企業誘致等の観点から緑地率の緩和が行われ、緑地スペースの確保が難しいケースが多く見られます。また、安全性や防災上の規制と緑化とのバランス、初期投資や維持管理の負担など、優先順位が企業ごとに異なります。



緑地が確保された工業地（南栄町）

(ウ) 商業地

商業地では、店舗や施設の建設、広い駐車場の確保が優先されやすく、土地利用効率が重視される結果、敷地内の緑化が進みにくい状況です。また、一時的に緑化された空地や未利用地も、再開発や利用転換が進む中で短期間に失われるケースが少なくありません。

このため、商業地における持続的な緑化推進には、緑地確保の重要性について事業者や地域住民に対する明確な意識づけが大きな課題となっています。



緑地が確保された商業地（若桜街道）

¹ 地区計画：都市計画法に基づき、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

ク 緑化に関する取り組み

鳥取市の緑化の取り組みは、市民参加型の植樹運動、緑化イベントの開催、自然保護活動、道路や河川、湖山池等の清掃活動など多岐にわたります。市民や団体への緑化支援、人材育成、自然環境保全への普及啓発を通じて、持続可能な緑あるまちづくりを推進しています。

緑にあふれる鳥取市を目指し、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。

市民参加型の緑化活動 :

一株植樹運動

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と連携し、市民へ優良な苗木を安価に提供し、身近な緑を豊かにするための運動を推進しています。

支援制度活用による緑化推進

鳥取県の「花と緑のまちづくり支援事業」や「みんなの広場芝生化事業」「緑の伝道師派遣制度」等の補助・支援制度を活用し、地域の公園や学校、コミュニティースペースにおける緑化活動や芝生化を推進し、市民参加による取り組みを支援しています。

緑化イベント

花と緑のフェアやイベントの開催、花の種や苗の配布などを通じて、市民の緑への理解を促進し、ふれあいの機会を提供しています。

自然環境の保全と活用 :

アダプト・プログラム

湖山池アダプト・プログラムでは各種団体が湖山池湖岸の清掃活動を行い、不法投棄情報の提供も実施しています。市はこれらの市民活動を支援し、協働で水質浄化や環境整備に取り組んでいます。また、鳥取市道路アダプトでは市民ボランティアと行政が連携し、道路の保全や美化活動を推進し、安全・安心で快適な道路環境の整備を進めています。

鳥取砂丘の保全

鳥取砂丘の草原化防止のため、企業や高校生ボランティア等の除草活動や外来種から在来植物を守る鳥取砂丘レンジャーの監視活動を支援・継続しています。

人材育成と普及啓発 :

鳥取県みどりの伝道師

鳥取県みどりの伝道師制度を活用し、地域緑化活動・講習会の活性化を通じて、緑化に関する人材育成及び普及啓発を行っています。

環境アドバイザー

「鳥取市環境アドバイザー」制度及び「とつとり生物多様性アドバイザー派遣制度」を活用し、学校・地域団体への環境・生物多様性専門家派遣を通じて、脱炭素社会の実現と環境教育を推進しています。

3. 前回計画の検証・評価

目標水準の達成状況については、「緑の政策大綱」が平成6年から21世紀初頭（平成12年頃）を目標としていたことに加え、現在は緑の「創出」よりも「維持管理」が重視されるなど社会情勢が大きく変化していることから、当時想定していた水準には達していません。施策の実施状況は概ね達成できた一方で、制度や事業については条件を満たす案件がなかったため、一部未達成となったものがあります。

今後は、こうした状況を踏まえた上で、望ましい緑のあり方について新たな検討が必要です。

(1) 検証① 目標水準と達成状況

全7項目が目標を下回る結果でした。

目標	項目	平成20年度 計画策定期	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標
みんなで守る 緑の目標	市街地における 緑地の確保量	目標値 1.0倍	1.3倍	1.5倍
		実績値 1.0倍	1.04倍	1.04倍
みんなで創る 緑の目標	都市公園の整備水準	目標値 12m ² /人	16m ² /人	20m ² /人
		実績値 12m ² /人	12.9m ² /人	13.6m ² /人
	住んでいる地域の 公園の満足度	目標値 28%	35%	40%
		実績値 28%	36%	34%
	公共公益施設の 緑化率	目標値 14%	17%	20%
		実績値 14%	15%	16
みんなでつなぐ 緑の目標	市街地の3.5m以上の 歩道をもつ街路の 緑化率	目標値 2%	25%	44%
		実績値 2%	28%	30%
みんなで広げる 緑の目標	地域の木(花)の選定 と普及・育成の取組み 実施地区の割合	目標値 73%	90%	100%
		実績値 73%	80%	80%

(2) 検証② 計画推進のための施策の実施状況

56施策の内、事業終了7、継続中36、予定なし13で、約8割達成しました。

基本方針	基本項目	事業終了	継続中	予定なし	実施数
みんなで守る 豊かな緑	まちの骨格となる緑を守り・伝える	1	9	3	10/13
みんなで創る 緑の拠点	ア.公園・緑地の整備と管理	1	5	0	9/12
	イ.公共公益施設の緑化	0	3	0	
	ウ.民有地・商業地の緑化	0	0	3	
みんなでつなぐ 水と緑	道路・河川の緑化	1	5	1	6/7
みんなで広げる 緑の輪	ア.緑に関わり・育てる意識づくり	3	3	3	18/24
	イ.緑のまちをつくる仕組みづくり	0	7	3	
	ウ.自然とのふれあい	1	4	0	
【合計】		7	36	13	43/56

4. 市民アンケート

(1) アンケート実施結果

調査対象：満 16 歳以上の市民 1,000 人、回答数：383 通（回収率：38.3%）

実施期間：令和 7 年 10 月 24 日（金）～ 令和 7 年 11 月 3 日（日）

緑の関心、満足度、10 年前の緑 → 関心高いが評価中立、変化実感は薄い

- ・緑への関心は高く、82.2%の方が関心を持っている。
- ・市全体の緑に対して、35.3%が満足、48.6%がどちらでもない、14.6%が不満。
- ・本市の緑の量は、10 年前と比較して「変わらない」が約 39.7%。

居住地域の緑 → 量はおおむね適切、質に不満、景観・防災ニーズ高い

- ・本市の緑の量は「ちょうどいい」が 47.5%、「多い」という意見が 37.8%。
- ・本市の緑の質は、満足が 26.6%であるが、全体の緑に対する満足度と比較して低くなっていることから、質の向上が求められている。不満とする具体的な内容は、「維持管理」「雑草・荒地・耕作放棄地」「公園の整備不足」など。
- ・住まいの地域に必要な緑は「景観・防災に関する緑」とする意見が多い。
- ・重点的に保全していくべき緑は、「都市環境を保全する市街地の緑」とする意見が多く、緑を活かした質の高い都市空間の創出が求められている。

緑の将来像、重点保全場所、役割 → 現状維持志向、市街地重視、協働期待

- ・将来像は、「現状維持」が 59.3%であることから、今ある緑を適切に維持管理していくことが求められている。
- ・重点保全場所は「市街地内の緑」が 29.2%、「災害防止斜面の緑」が 21.1%。
- ・緑の保全・創出は、「市民と行政が協力して進めていくべき」とする意見が 54.3%と多く、市民と行政の協働による形が求められている。

参加可能な活動 → 自宅緑化・清掃など身近な参加が中心

- ・「自宅のベランダ・庭の緑化」29.8%が最多。
- ・「公園・河川・神社の清掃」19.1%、「美化活動」15.7%、「募金」14.0%など、負担の小さい活動への意向が高い。

公園利用と満足度 → 利用頻度は低め、質的課題が目立つ

- ・公園の利用頻度は「年に数回」が 43.1%「利用しない」が 32.9%と多い。
- ・屋根やベンチなどの休憩施設についての不満が多く、市民ニーズへの対応、公園の魅力向上、既存ストックを有効活用していく取組みが必要。

公園の維持管理のあり方 → 市主体＋市民協力に期待

- ・「市がきちんと管理すべき」58.7%と多く、「みんなで管理」17.0%と市主体を基本としつつ市民協力も期待されている。

(2) アンケートを踏まえた課題

量から質へ

- 緑の「量」は「ちょうどよい・多い」と評価する人が多い一方で、「質」については「やや不満・不満」が比較的多く、雑草や荒廃地、手入れ不足などが課題として挙がっています。
- 量的拡大よりも「管理が行き届き、安全で美しく、機能を発揮する緑」をどう増やすかを重視する必要があります。

市街地・ 身近な緑 の充実

- 鳥取市全体としては山や田畠が豊富である一方、駅前や中心市街地など「生活圏内の緑不足」や宅地化による減少が不満として指摘されています。
- 市街地の街路樹、小公園、ポケットパークなど、日常的に利用できる身近な緑の確保・質向上が大きな課題です。

高齢化を 踏まえた 管理と 協働

- 緑の質への不満理由には、高齢化や人手不足による管理困難が含まれており、地域や個人のボランティアだけでは維持が難しくなっています。
- 行政の役割を整理しつつ、業務委託、省力的な管理方法、企業・NPOの参画など、多様な主体による協働体制を構築することが求められます。

公園の 質の向上

- 公園の距離や大きさはおおむね容認されているものの、休憩施設（ベンチ・屋根）、遊具、管理・清掃については不満が相対的に多く、公園利用率が低い状況にあります。
- 既存公園のリニューアルや長く滞在したくなる環境づくり（陰・休憩・安全・魅力的な遊具等）に重点を置くことが、計画上の重要課題となります。

優先順位・ 取り組み 方針の 明確化

- 市民が期待する機能は「景観」「防災」「環境保全」「レクリエーション」と分散しています。
- 「どの緑を重点的に守り・どこで創出するのか」「開発と緑の両立をどう図るのか」といった優先順位と方針を示すことが必要です。

5. 課題の整理

(1) 社会情勢を踏まえた課題

計画改定の背景や社会情勢の変化から、緑に求められている課題を整理する以下とおりです。

課題 1. 都市の骨格となる緑の保全・管理（守る）

①持続可能な森林・農地・河川・湖沼・海辺の維持管理

本市の大部分を占める森林は、適切な保全や間伐、再造林を行い、森林の多面的機能を維持していく必要があります。また、放置竹林の拡大は里山環境悪化の原因であり対策が求められます。さらに、農地は減少と担い手の高齢化が進み、優良農地の確保と保全が必要で、河川・湖沼・海岸等も自然環境に配慮した維持管理が重要です。

②生物多様性と自然景観の保全強化

森林や農地、河川の適切な維持管理を推進し、生物多様性や自然・都市景観の保全を図る必要があります。併せて、気候変動対応や生物多様性確保のための質の高い緑地管理を実施することが重要です。

課題 2. 地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用（活かす）

①健康増進とにぎわい創出を目指す公園・緑地の整備

公園・緑地に求められる役割は、健康増進や憩い、遊びの場など多様化しており、市民の様々なニーズへ対応が課題です。

さらに、防災機能強化や地域コミュニティ活性化など多面的な取り組みも必要とされます。

②緑の多様な機能の向上と活用

近年の都市型水害や暑熱化への対応として、緑の環境調節機能の活用が喫緊の課題です。荒廃地の再生、既存緑地の多機能化、維持管理の充実を図ることが重要です。

課題 3. 市民の参画と協働による緑のまちづくり（支える）

①維持管理・担い手確保の仕組みづくり

既存緑地の老朽化対策や維持管理の実効性向上が課題となります。

また、限られた財源・人材の中での持続可能な緑の維持管理体制を強化するため、市民参加の仕組み充実や新たな緑を育む人材育成、市民団体への支援が不可欠です。

②環境教育と市民協働の推進

環境学習の推進や農林業体験の提供などを通じて、緑を守り活かす意識を醸成し、市民の主体的関与を促進することが重要です。このため、官民連携・協働型まちづくりを継続し、気軽に参加できる身近な参加活動を促進していきます。

(2)本市の現況を踏まえた課題

本市の概要、緑の現況、市民アンケートの調査結果などを踏まえて、本市の緑の課題を整理すると以下のとおりです。

課題1. 緑の量と質の向上

- ・市民アンケートでは、緑の「量」は「満足」、「現状維持」と評価する人が多い一方で、緑の「質」は「やや不満・不満」が比較的多く、「景観形成や防災機能」への期待が高く、保全すべき緑は「市街地」や「災害防止に寄与する斜面」であるとの意見が多く見られます。
- ・「量の確保」から「質の向上」へ重点を移し、既存の緑を有効に活用しながら、グリーンインフラを軸とした気候変動への対応、生物多様性の確保などを推進する必要があります。

課題2. 市街地・身近な緑の確保

- ・鳥取市全体としては山や田畠が豊富である一方、駅前や中心市街地など「生活圏内の緑不足」や宅地化による緑の減少がみられます。
- ・市街地の街路樹やサクラ並木、小公園、ポケットパークなど、日常的に利用できる身近な緑の確保と質の向上が大きな課題です。

課題3. 少子高齢化を踏まえた持続可能な維持管理

- ・緑の質への不満理由には、高齢化や人手不足による管理困難が含まれております、地域や個人のボランティアだけでは維持が難しくなっています。
- ・行政の役割を整理しつつ、業務委託、省力的な管理方法、企業・NPOの参画など、多様な主体による協働体制を構築することが求められます。

課題4. 公園・緑地などの施設の充実

- ・公園の距離や大きさはおおむね満足されているものの、休憩施設（ベンチ・屋根）、遊具、管理・清掃については不満が相対的に多く、公園利用率が低い状況にあります。
- ・既存公園のリニューアルや長く滞在したくなる環境づくり（陰・休憩・安全・魅力的な遊具等）に重点を置くことが、計画上の重要課題となります。

(3) 改定の方向性

整理した課題より、改定の方向性を整理すると以下のとおりです。

改定の方向性① 「量」から「質の向上」への転換 (守る)

緑を「都市の基盤資源」と位置付け、保全・活用・維持管理・マネジメント・市民参画を一体的に推進することで、快適で魅力ある都市空間を創出します。

1. 緑の保全・活用の徹底

- ・都市や地域に存在する緑地を計画的に保全し、環境・防災・景観など多面的機能を活用します。

2. 既存ストックの有効活用

- ・公園・緑地など既存ストックを再評価し、再整備や機能強化を推進します。

3. 維持管理の向上

- ・日常的な維持管理体制や市民参加型の管理手法を導入し、持続可能な維持管理を目指します。

4. マネジメント強化

- ・行政と地域組織が連携し、計画的かつ効率的な緑地運営を推進します。

5. 市民ニーズの反映

- ・緑地整備や施策に市民の意見を反映し、市民協働による質の高い緑空間を創出させます。

改定の方向性② 緑の多様な機能の活用 (活かす)

グリーンインフラの推進を進め、緑が持つ多様な機能を総合的に保全・活用することで、都市の快適性と安全性を高めます。

1. 環境保全機能の強化

- ・緑地による大気浄化、水源涵養を推進します。

2. レクリエーション機能の充実

- ・公園や緑地を市民の憩いの場として、健康増進や交流の場を提供します。

3. 景観形成の推進

- ・緑地を活用した美しい街並みの形成により、都市景観の魅力向上や観光資源としての活用により、地域経済の活性化に寄与させます。

4. 防災機能の強化

- ・斜面緑地や海岸林を活用し、土砂災害や高潮被害を軽減させます。

5. 気候変動対策の推進

- ・街路樹や緑化を進めることでヒートアイランド現象を緩和し、二酸化炭素の吸収源を増やします。

6. 生物多様性保全の徹底

- ・多様な生態系を維持・回復し、生物多様性を確保する。
- ・市民の自然観察や環境教育に参加できる場の確保や保全活動を支援します。

改定の方向性③ 官民連携の推進 (支える)

緑の保全・創出を地域全体で推進することで、都市環境の質を高めるとともに、市民生活の快適性と安全性を確保させます。

1. 緑化推進のための民間事業者や市民等との連携

- ・企業 CSR 活動や市民団体の活動を緑化施策に組み込み、持続的な協働を促進させます。

2. 協働型まちづくりの推進

- ・緑地整備や維持管理を地域イベントや教育活動と連動させ、参加型の環境づくりを推進させます。
- ・緑地管理に関する役割分担を明確化し、行政の責任と市民・事業者の協力を両立させます。

第2章 計画の基本方針



1. 基本理念

基本理念は、本計画を進めていくうえでの考え方を示すものであり、鳥取市の現状と課題及び市民の意向等を踏まえ、次のように設定します。

【基本理念】

本計画は、市民生活の充実を目指して、今ある身近な緑を守り・活かし、それらを結び、支えていくための基本的な方針と目標を定めるものです。

目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全に努めるとともに、市民が主体となって、本市が誇る海岸や河川、山や湖などの自然、ふるさとの木や鎮守の森など地域資源を次代へ継承する財産として「守り」「活かし」、市民と行政の協働の緑のまちづくりを「支える」ことが大切です。

私たちは、「鳥取らしい地域の風土にあったうるおいある緑」を未来へ引き継いでいくという基本理念に基づき、本計画のテーマを次のとおり定めます。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

2. 基本方針

基本方針は、基本理念を踏まえて定める基本的な方向性を示すものであり、本計画のテーマ「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」を実現するため、次の3の基本方針を設定します。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑



① みんなで守る 豊かな緑

- 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。
- 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を守り、活かします。
- 市民が気軽に自然に親しむことのできる緑の環境整備に努めます。
- 生物多様性に配慮した、自然環境の保全・管理に努めます。

② みんなで活かす 緑の機能

- 緑地等の整備において、緑が持つ様々な機能の活用を図ります。
- 彩りや潤い、安らぎ、癒しのあるまちなみの創出に努めます。
- 誰もが使いやすく、地域の個性を生かした公園の整備に努めます。
- 緑化を推進し、快適な生活環境を整えます。

③ みんなで支える 緑の輪

- 普及、啓発活動を通じて緑に対する意識を醸成し、緑を支える人づくりに努めます。
- 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みを充実させ、緑を支える組織づくりに努めます。
- 市民・事業者・行政の協働による緑に関する活動を推進します。

3. 計画の目標水準

目標年度の令和22（2040）年度までに、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

目標1

鳥取市の市街化区域における緑被率は「11.8%」となっています。

計画の方針を「量の確保」から「質の向上」としながらも、市街化区域における緑被地を確保していく必要があるため、緑被率に関する目標値は現状以上とします。

目標1	現状値（R7）	目標値（R22）
市街化区域における 緑被率※ ¹	11.8%	現状以上

資料：JAXA土地利用土地被覆図（2024年データ）

目標2

本市の約8割は農地・山林等の緑に囲まれており、量的には十分確保されていますが、質的にも充足する必要があります。

このため、緑に関する満足度の向上を目指します。

目標2	現状値（R7）	目標値（R22）
緑に関する満足度	35%	40%

資料：令和7年市民アンケート

注）緑に関する満足度は、市民アンケートの鳥取市全体の緑の満足度のうち、「満足」、「どちらかといえば満足」の割合の合計より算定しています。

¹ 緑被率とは、都市や地域内で「樹木、草、芝生、農地などの緑が地表を覆う割合」を示す指標です。

第3章 計画推進のための施策



1. 施策の体系

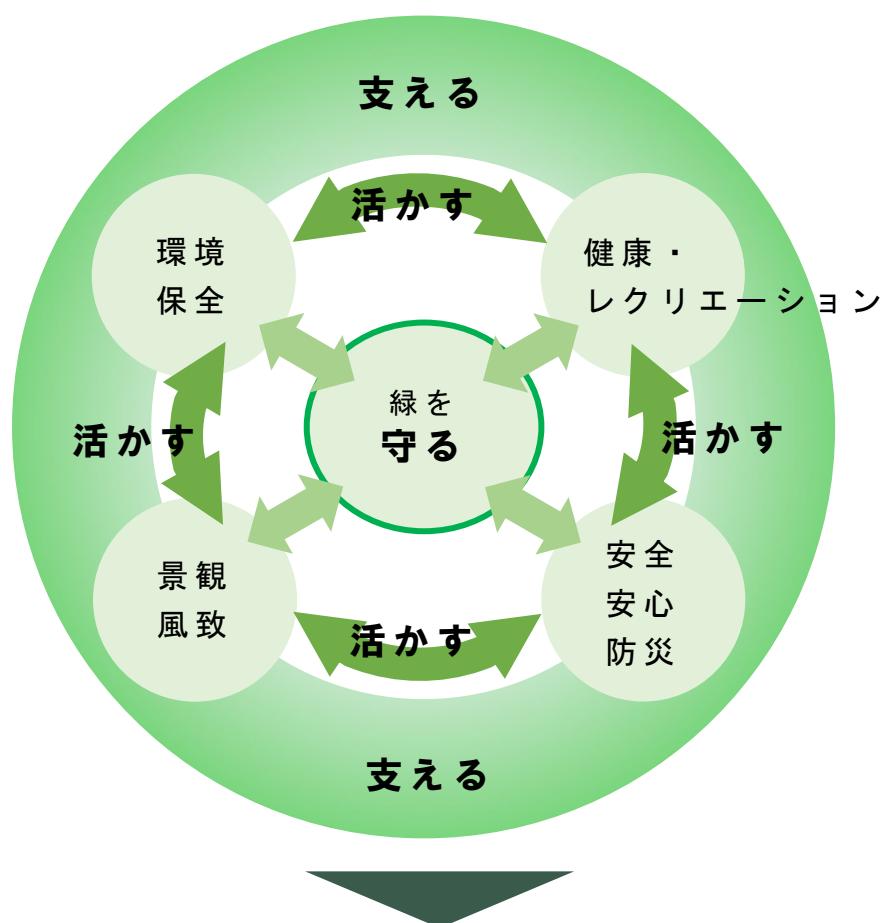
(1) 施策展開の考え方

緑の保全や緑化の推進にあたっては、前回計画で継続中のものは引き続き採用する一方、法改正や社会情勢の変化に対応した新たな施策を実施していきます。

また、雨水貯留、ヒートアイランド抑制、生物多様性保全、地域コミュニティ形成などの機能を都市のグリーンインフラとして最大限に発揮するため、行政、市民、活動団体、事業者が役割を分担し、連携を強化した協働の取組が求められています。

そのため、協働の取組である「みんなで支える緑の輪」の取組を充実・強化し、施策展開を行っていくものとします。

■ 施策展開の考え方



市民・団体などと協働して推し進めていくため、次に示す施策のうち、直接的な取組効果が高く、協働の取組を地域に広げていくものを優先的に推進していきます。

(2) 施策の体系

本計画の基本理念に基づいた緑づくりを実践するため、緑地の保全及び緑化の推進施策を次のように位置づけます。

■ 施策の体系表

基本方針	施策	新規	地区			担当部署
			市街地	市街地周辺	農山村	
みんなで 守る 豊かな緑	①森林の維持・保全			○	○	農林水産部
	②農地の維持・保全	○		○	○	農林水産部
	③河川・湖沼の保全・再生		○	○	○	環境局 都市整備部
	④海辺の保全・再生		○	○		経済観光部
	⑤生物多様性の確保	○	○	○	○	農林水産部
	⑥自然景観・都市景観の保全	○	○	○	○	環境局 都市整備部
	⑦公共公益施設の緑化推進		○	○		総務部 都市整備部 こども家庭局 教育委員会
	⑧民有地の緑化推進と支援		○			農林水産部 都市整備部
みんなで 活かす 緑の機能	①公園・緑地の整備・管理		○	○		都市整備部
	②街路樹等による道路緑化の形成		○	○		都市整備部
	③グリーンインフラの推進	○	○	○	○	農林水産部 都市整備部
みんなで 支える 緑の輪	①環境学習の推進		○	○	○	環境局
	②市民団体への支援		○	○	○	都市整備部 環境局 市民生活部
	③緑を育む人材の育成		○	○	○	都市整備部
	④市民参加の仕組みの充実		○	○	○	都市整備部 経済観光部 環境局
	⑤農林業体験の場所の提供				○	農林水産部
	⑥市街地農地の利活用		○	○		農林水産部
	⑦河川敷など親水場所の提供					都市整備部

2. 計画推進のための施策

(1) みんなで守る 豊かな緑

①森林の維持・保全

● 森林の計画的かつ適切な管理

都市の成長に伴う山地災害の防備や良質な水の安定的な確保、都市景観及び環境保全などの観点から身近な緑地の保全や適切な維持管理（新植、除伐、間伐など）によって森林の機能が発揮されるよう森林の維持・保全を図るとともに、市民が自然とふれあう良好な空間の形成を目指します。また、必要に応じて保安林に指定し保全を図ります。



鳥取市南部の山林

● 地域の象徴となる山の保全

本市のランドマーク^{*1}となっている久松山、鷺峰山、靈石山、扇ノ山や面影山などの孤立峰、聖神社社叢など社寺境内地は、都市内の象徴となる緑地であり、今後も、後世へ引き継ぐ財産として自然環境の保全に努めます。



鳥取城跡と久松山

②農地の維持・保全

● 農地が有する多面的機能の維持・発揮

良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間、雨水の流出抑制や浸水被害の軽減といったグリーンインフラとしての多面的な役割を担う農地の保全を図ります。

● 農業生産活動の持続支援

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。



中山間地域農地の維持・保全

¹ ランドマーク：山や高層建築物など、陸上の目標物（目印）。

③河川・湖沼の保全・再生

● 自然環境の保全と再生

千代川、袋川などの主要な河川は、河川整備計画や管理計画等に基づき、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周囲の田園風景との調和や生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備により自然環境の保全・再生に努めます。

本市を代表する自然景観の一つとなっている湖山池周辺については、「鳥取市環境保全計画」、「鳥取市景観計画」等を踏まえ、自然環境の保全・再生に努めます。

● 河川植生の保全

袋川緑地のサクラ並木は、地域からも長年愛されてきた風景であり、市内でも有数のサクラの名所となっています。次世代に残していくために、樹木診断とカルテにより老木や危険木を伐採し新しい苗木へ更新したり、土手の拡幅による植生基盤を改修するなど、地域住民と専門家の協力を得ながら、持続可能なサクラの保全や更新、適切な維持管理を行います。



千代川



袋川緑地のサクラ並木

④海辺の保全・再生

● 海辺の自然環境の保全と再生

国の天然記念物に指定されているハマナス自生南限地帯でもある白兎海岸や白砂の美しい浜村海岸、山陰海岸国立公園になっている福部町湯山から岩戸海岸までの海岸線などは、貴重な海辺の自然環境ですが、松枯れの進行が課題となっているため、再生に向けた検討を行います。



岩戸海岸から鳥取砂丘を望む海岸線

⑤生物多様性の確保

● 生態系の保護

「鳥取市自然保護及び環境保全条例」で、特に良好な自然環境を保護する必要があると認める地区は「自然緑地保護地区」、

「景観保護地区」、「動植物保護地区」として指定し、生態系の保護及び保存樹木等の保全を図ります。

また、「外来生物法」「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進します。



指定希少野生生物種のオオタカ

● 生息環境の保全・再生

砂防対策や、農地の保全、河川の管理において、生物の多様な生息環境の保全・再生に努めます。

● 環境保全型農業への支援

地球温暖化防止や生物多様性など、自然環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。



オオサンショウウオ保護調査

⑥自然景観・都市景観の保全

● 名木・古木の保護

安長堤防林、二十世紀梨の親木、長田神社のケヤキなど地域に親しまれている名木・古木や文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間、また、市民の活動によって保存を要望されたものについては、「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づき、名木・古木に指定し保護に努めます。



二十世紀梨の親木（とっとり出会いの森）

● 景観法に基づく届出制度の活用

景観法に基づく「鳥取市景観計画」により、市域全域を景観計画区域とし、そのうち特に景観上重要な地域を「景観形成重点区域」として指定しています。一定規模以上の行為などに対して届け出義務を課し、適切な景観誘導を図ることで、良好な自然景観・都市景観を保全します。

また、太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー施設についても、新たに届出を要する行為として規定し、届出制度により景観誘導を図っていきます。



湖山池景観形成重点区域



久松山山系景観形成重点区域

⑦公共公益施設の緑化推進

● 公共事業景観形成指針の活用

公共公益施設の整備にあたっては、鳥取市景観形成条例に定める、良好な景観の形成のための指針（公共事業景観形成指針）を活用し、緑の質の確保に努めます。

鳥取市の風土や季節感を反映した樹種選定を行うとともに固有の自然・文化を尊重するデザインを導入し、市民が集う場や観光資源としての魅力向上などまち全体の景観価値を高める緑化を目指します。



とりぎん文化会館

●公園の芝生化

公共空間の芝生化を支援する鳥取県の「花と緑のまちづくり支援事業」などを活用して、行政・地域が協力し、維持管理しやすい方法を取り入れることで芝生化の推進に努めます。



ヤマタスポーツパークサッカー場

●保育園・小学校の園庭・校庭の芝生化

園庭や学校の校庭、施設内の緑化や植樹を進めるとともに、適切な管理に努めます。

●まちかど都市景観の向上

多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル、主要な道路の交差点は、都市景観の上でも重要なポイントとなります。交通広場やポケットパークは引き続き緑化を進め、まちかどの都市景観の向上に努めます。



鳥取駅前の花時計

●緑化重点地区的設定

緑化重点地区に指定されている中心市街地地区、湖山池周辺地区については、公共施設の緑化推進や市民・事業者の協働による緑化の充実を図り、緑豊かで魅力ある環境の形成を進めます。

⑧民有地の緑化推進と支援

●一株植樹運動

「一株植樹運動」は、鳥取県全域で行われる県民参加型の緑化推進活動です。苗木を安価に提供して誰もが気軽に植樹できる仕組みです。これにより、緑豊かな郷土づくりと環境意識の向上に取組ます。

●地域の緑化活動の支援

鳥取県が実施している「花と緑のまちづくり支援事業」により、地域住民の緑化を推進するとともに、公共空間等を芝生化する地域団体等の取組を支援する事業を活用し、花と緑で彩られた空間形成に努めます。



緑化活動

(2) みんなで活かす 緑の機能

①公園・緑地の整備・管理

● 市民ニーズへの対応

今後、多様な市民ニーズに対応しながら、市街地災害における防災拠点や多様なレクリエーション活動の拠点の役割を果たす総合公園等の適切な配置、整備に努めます。



湖山池公園（子供の遊びゾーン）

● 公園・広場の適切な維持管理

自然とのふれあいの場として活用されるよう、市民との協働による適切な維持管理を進めます。

指定管理者をはじめ、公園愛護会や自治会、ボランティア団体等の協力により、公園・広場内の除草、清掃、植栽の手入れ、遊具・施設等の破損・故障の連絡など、適切な維持管理を行います。



湖山池公園（休養ゾーン福井地区）

● 防災拠点としての整備

防災機能の向上を図るため、電源付きソーラー照明灯やマンホールトイレ、かまどベンチ等の防災設備を有する公園整備を検討します。



幸町棒鼻公園（防災設備を有する公園）

● 公園のバリアフリー化

公園のもつ多様な機能を活かすため、高齢者、障がい者、子ども等を含むすべての人々にとって利用しやすい施設整備を検討します。

②街路樹等による道路緑化の形成

● 街路樹等の適切な維持管理

道路緑化は、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割と防災・防火などの役割があります。樹木の植栽や花壇が設置可能な空間の緑化を行うとともに既存植栽の更新・維持管理を行い適切な道路緑化空間の整備・維持管理を目指します。

歩行者などのレクリエーション機能の向上のため、利用状況を踏まえながらベンチ等の設置を行い、ゆとりとうるおいのある緑化空間の整備に努めるとともに、適切な管理と整備を推進します。



若桜街道の街路樹がある区間

● アーケード・商店街における緑化

若桜街道、智頭街道のアーケードがある区間は、街路樹の植栽は困難な状況なため、市民団体・企業・商店街・行政が協力して花壇、プランターを設置し、普段は店舗の人が維持管理を行うような仕組みを取り入れるなど、緑が地域活性化に繋がる仕掛けづくりに努めます。



若桜街道のアーケードがある区間

● 道路緑化・道路環境保全の推進

道路沿いの緑化の推進及び道路環境保全に寄与する環境美化活動を行うボランティア団体に花苗等を配布し、道路沿いの緑化を図る環境美化事業を推進します。



緑豊かな道路空間（つのいニュータウン）

③グリーンインフラの推進

● 森林が有する水源涵養機能の維持・発揮

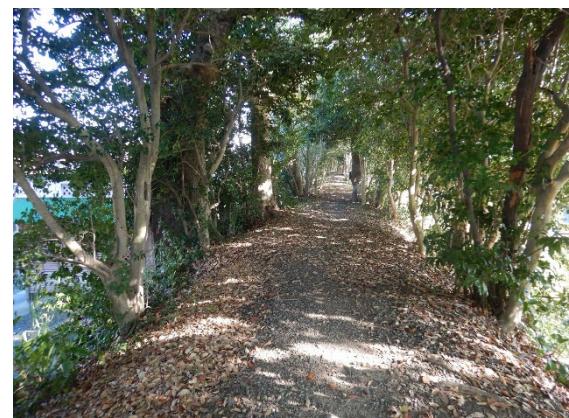
森林においては、間伐や適切な植林管理を進め、植林地等の保全により雨水の地下浸透等の維持に努めます。



環境に配慮した河川整備の推進

● 環境に配慮した河川整備の推進

河川の氾濫を防ぐ河道掘削・河川改良工事に行う際には、生物の多様な生息環境の保全・再生と良好な景観形成に努めます。このため、河川や水路は、出来る限り自然地形、自然植生、自然景観との調和に努めます。



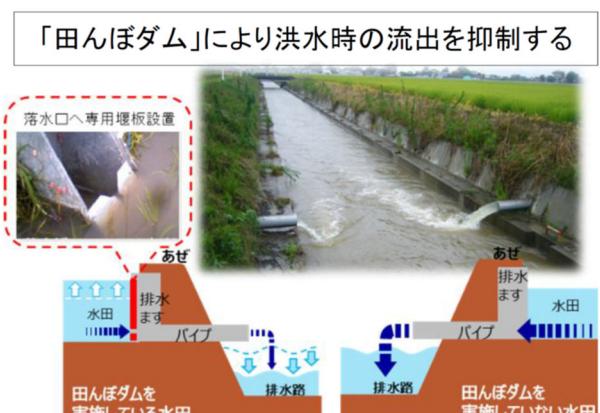
安長堤防林

● 堤防林の保全

安長土手は、平安末期から鎌倉初期にかけて千代川と野坂川の氾濫から集落や耕地を守るために築かれた堤防といわれ、堤防強化のために植えられた安長堤防林などは、社寺林を除き、平地における樹林としては極めて希少な存在でもあり保全に努めます。

● 「田んぼダム」の普及啓発

「田んぼダム」は、田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する地域でできる自主防災の取組です。鳥取市大路川周辺農地では平成26年度より地域活動として取組が始まり、今後、千代川流域内の田んぼについて、普及啓発に努めます。



田んぼダムの例
(千代川流域治水プロジェクトより)

(3) みんなで支える 緑の輪

①環境学習の推進

- 「鳥取市環境アドバイザー」制度の推進
小中学校及び義務教育学校に対して、脱炭素社会や循環型社会、生物多様性の形成等にかかる専門的知識、経験等に基づく講義を行う「鳥取市環境アドバイザー」を派遣する制度の推進に努めます。
- 「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」の活用
鳥取県の、生物多様性に関する専門的知識を持つアドバイザーを地域の団体や学校などに派遣する「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」を活用し、地域の生物保全活動や学習会を支援します。

②市民団体への支援

- 緑化推進活動等の支援
花と緑でうるおいあるまちづくりを進めている地域団体やグループ、自然景観の保全・美化を行う活動を支援するため、花や緑に関する情報の提供や助言、活動に伴う関係機関との調整など各団体との連携の強化に努めます。
市民等による清掃美化活動等の支援を行い、地域活動を支え緑を育てる団体の育成に努めます。

- 環境保全活動等の支援
市民等による清掃美化活動等の支援を行う「アダプトプログラム」による協働のまちづくりを推進します。

- 協働のまちづくりに関する事業の支援
地域活動の支援により、地域コミュニティの充実や強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目的とする事業の支援に努めます。



環境学習推進の様子



道路緑化推進活動の様子

③緑を育む人材の育成

● 緑化技術の普及

鳥取県の、緑化や造園の専門知識を持つ人材を地域に派遣する「鳥取県みどりの伝道師派遣制度」を活用し、地域の緑化活動や講習会等の活性化を図り、緑化技術の普及に努めます。

● 緑化活動のリーダー・団体の人材育成

多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーとなる人材の育成とそれらの活動を支援する各種団体やボランティア等の育成を図ります。

住民や事業者などを対象とした緑に関する講習会や環境教育等を通じて、地域活動を支え、緑を育てる人材育成に努めます。



緑の伝道師

④市民参加の仕組みの充実

● 市民参加の仕組みの充実

「花のまつり」や「木のまつり」などのイベント、出前講座など各種イベントを充実し、緑の理解促進とふれあう機会の充実に努めます。

イベント等を実施した際に、花の種や苗の配布等を行い、花や木による安らぎとうるおいあるまちづくりを進めていきます。

緑化の普及啓発のため、具体的な事例を用いた各種の緑化推進の手引き書、パンフレット等を作成し、市民へのアピールに努めます。

● 緑化に関する情報発信

緑について知る機会を創出するため、緑に関する情報発信の強化に努めます。



木のまつりの様子



プランターコンクールの様子

⑤農林業体験の場所の提供

● 農林業の振興と体験活動の展開

都市と農山村の交流を進めるとともに、農林業の振興や体験活動を展開することで、山林の環境保全や地域の活性化を図ります。

● 里山など身近な森林とのふれあい

面影山や足山、出会いの森などの市街地周辺の里山については、適切な維持管理による保全・再生を図り、市民が自然と接する良好な自然空間の場を提供します。

小中学校周辺の森林については、安全に遊べ、自然とふれあえる場として、地域やPTA、林業家等の協力を得ながら、活用することを検討していきます。



林業体験の様子

⑥市街地農地の利活用

● 市民農園の運用

人と農のかかわりや田園環境についての理解を深め、農業者と農村を取り巻く都市住民との交流を促進する「市民農園」について、今後も適切な運用を図ります。



市民農園

⑦河川敷など親水場所の提供

● 河川敷などの多目的な活用

河川敷の高水敷を活用したレクリエーション、水辺を活用した自然観察や昆虫採取、魚取りなどの自然体験の場となっている倉田緑地や河原町桜づつみ河川公園、重箱緑地などの適切な管理により、安全な水辺のふれあいの場を提供します。



重箱緑地

3. 緑の保全と整備の方針

ここでは、15年後（2040年）のまちの姿である緑の配置を示します。

本市の市街地は、その輪郭を形成する久松山や中国山地の山並みによる広域的な緑を背景に、海岸の自然や湖山池周辺の緑が市街地にうるおいをもたらす資源として良好に保たれています。また、千代川水系により形成された農地も美しい田園風景として広がっており、各河川は水と緑の軸としての機能を担っています。

これらの郷土に根付く鳥取の緑は、今後とも改変されないよう各種法制度の適用や市民との協働により、保全し、活かしていくとともに、必要に応じた新たな緑の創出や河川、道路緑化等の整備を進め、それらを未来へ伝えていき「豊かな緑」のまちづくりを目指します。

■本市の緑を構成する要素

項目	内 容
都市の緑と レクリエーション の拠点	レクリエーションをはじめ多目的な活動を対象とした主要な都市公園等の拡充整備、活用を推進します。
水と緑の骨格軸	多様な機能を持つ緑地として、日本海、千代川、湖山池などの水辺や姫路鳥取線、山陰道などの自動車専用道及び国道等を軸とし、良好な景観を保全・育成していきます。
都市の輪郭を 形成する緑	市街地の借景として輪郭を形成する緑地を保全・育成していきます。
都市的生活 エリア	市街化区域においては、公園・緑地の保全、道路をはじめとする公共空間や民有地での緑化を進めています。
農ある暮らし エリア	農地及び集落は、都市住民との交流の場や田園居住としての活用を図る一方で、良好な営農環境を維持し、農業景観や集落景観を保全・活用していきます。
自然環境保全 エリア	農用地区域 ¹ や保安林 ² を中心としたエリアで、豊かな緑を形成する農地や山林を保全・育成していきます。
自然公園及び 自然環境保全地域	自然公園地域 ³ 及び自然環境保全地域 ⁴ を中心としたエリアで、優れた自然環境を将来に継承することができるよう積極的な保全を図ります。

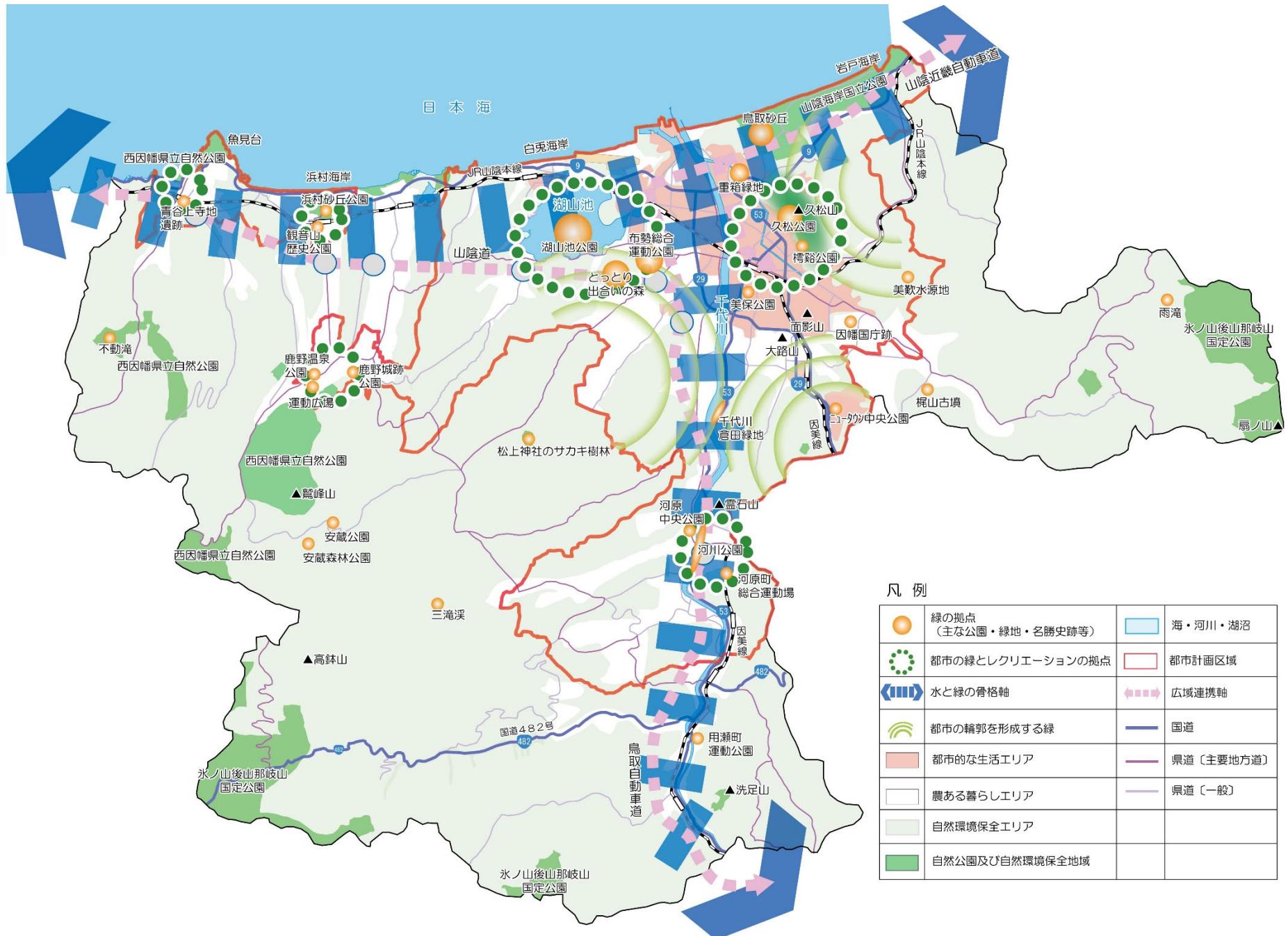
¹ 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

² 保安林：森林法に基づき、森林の公益的機能の発揮を目的として、伐採や開発に制限を加える森林のこと。

³ 自然公園地域：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

⁴ 自然環境保全地域：自然環境保全法に基づき、優れた自然環境の維持・保全を図る地域。

第3章 計画の推進のための施策



第4章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条の中で、緑の基本計画の策定項目の中に、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として規定されています。

また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進める地区としての役割が期待されます。

さらに、本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間に集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す効果があります。

2. 地区の設定要件

緑化重点地区の対象としては、以下に示す①～⑩の地区が考えられます。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより

3. 緑化重点地区の選定

本市では、都市公園事業とその他公共事業による緑化や民有地の緑化を一体的に推進し、重点的に水と緑を守る、活かす、支えるため、本市の特徴的な地域特性を有し、まちを形づくる上で重要な以下の地区について、前回計画に引き続き緑化重点地区として位置づけます。

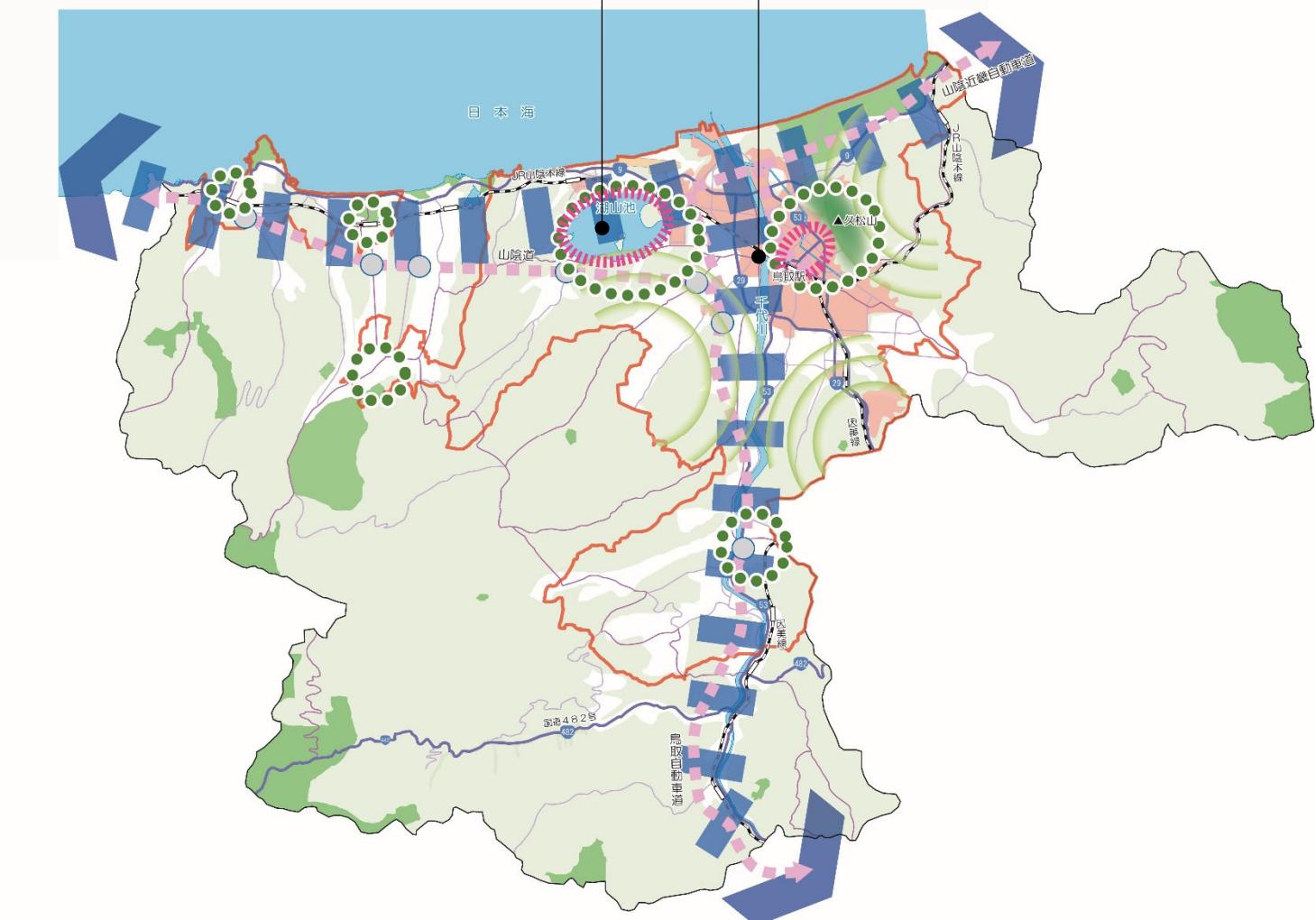
(2) 湖山池周辺地区

設定要件③、⑨より



(1) 中心市街地地区

設定要件①、②より



(1) 中心市街地地区

ア 現況概要

- ・ 中心市街地地区は、まちの成り立ちや歴史から「鳥取駅周辺地区」と「鳥取城跡周辺地区」の2つの核とそれをつなぐ若桜街道、智頭街道を軸として、商業地域・近隣商業地域が集積した区域です。
- ・ 「鳥取駅周辺地区」は、JR 鳥取駅を中心に商業・行政・業務施設が集積しますが、令和元年度に鳥取市役所本庁舎が鳥取駅南側へ移転してさらなる都市機能の集積が図られました。
- ・ 令和6年6月に「鳥取駅周辺再生基本計画」が策定され、市民や民間事業者、関係機関など多様な主体と連携して「鳥取駅周辺再生整備計画」の策定を目指しています。
- ・ 「鳥取城跡周辺地区」は、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場及び観光資源としての魅力向上を図るとともに、鳥取城跡を核とする周辺観光周遊事業に取り組み、来街者の増加をめざしています。
- ・ 地区固有の都市景観としては、鳥取城跡や街道沿いの歴史を感じる景観、鳥取駅前にぎわいのある景観と袋川緑地などの河川水辺の潤いのある景観があげられます。
- ・ 地区固有の自然景観としては、久松山や本陣山などの山々がまちの周囲に位置し、地区のランドマークとして形成しています。
- ・ 若桜街道、智頭街道は、少子高齢化が進んでおり、空き家等既存ストックの利活用や子育てにやさしい生活環境づくりなどにより、若年層を中心としたまちなか暮らしの促進を目指しています。また、まち歩きの環境整備の向上等により来街者の回遊・滞在性を高めることを目指しています。
- ・ 街道沿いのアーケードがある区間は、街路樹の植栽は困難な状況なため、壁面緑化、花壇、プランターなどによる彩りや潤いを創出する緑を増やしていくことが考えられます。市民団体・企業・商店街・行政が協力して花壇、プランターを設置し普段は店舗の人が維持管理を行うような仕組みを取り入れるなど、緑が地域活性化に繋がる仕掛けが考えられます。
- ・ 駅周辺の再整備や市役所本庁舎跡地の整備など新たに整備される機会をうまく活用して、整備計画の中に質の高い緑化推進を組み入れていくことが重要です。

イ 緑化推進のための基本方針

本市の中心であり、久松山や櫻谿公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備・維持管理や住宅地の緑化・維持管理に努め、[鳥取城跡周辺](#)や[JR鳥取駅前周辺](#)そして街道沿いにおける都市環境と調和した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

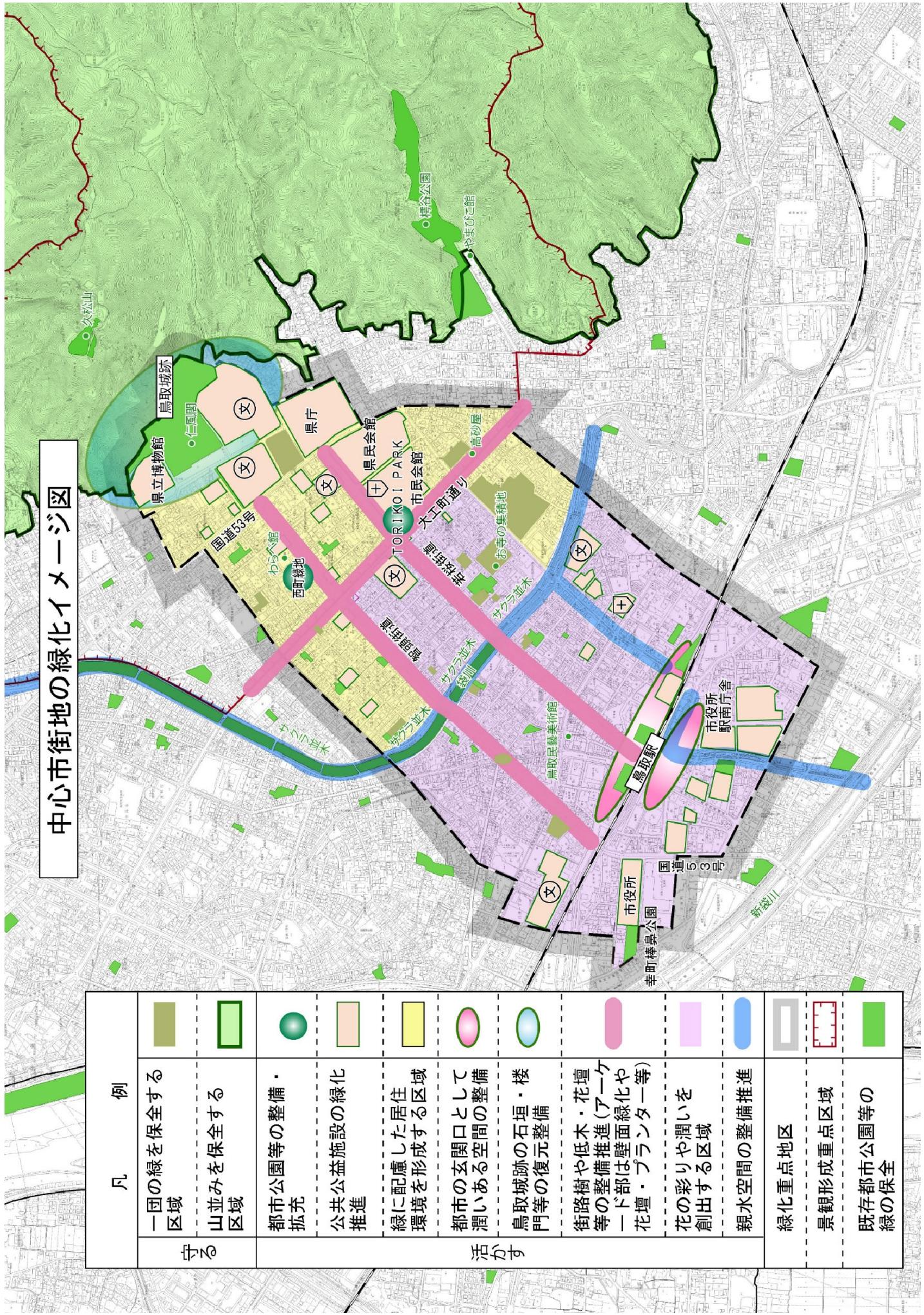
「風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり」

ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進します。

区分	内 容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地に残る社寺境内地など一団の緑の保全 ○市街のランドマークとなっている山並みの保全
活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい魅力スポット（場所）となる広場の整備 ○鳥取城跡の復元整備による憩いの場、観光資源の魅力向上 ○市役所など公共公益施設の緑化の推進 ○住宅地における緑化の奨励と生垣助成制度の検討 ○住宅地における緑の維持管理制度の検討 ○都市の玄関口として潤いある空間の整備（鳥取駅周辺） ○道路整備に伴う街路樹や緑地の整備推進 ○店先や歩行空間等のスペースを有効活用した花による彩りや うるおいの創出 ○袋川緑地ほかのサクラ並木の保全や更新、適切な維持管理 ○河川における親水空間づくりの推進
支える	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街や緑化団体等との連繋 ○花と緑の勉強会等による緑化啓発

中心市街地の緑化イメージ図



(2) 湖山池周辺地区

ア 現況概要

- ・ 本市を代表し、湖沼景観を形成する湖山池とその周辺に位置します。
- ・ 周辺地区は鳥取市景観計画「湖山池景観形成重点区域」に位置し、自然と一体となった歴史的・文化的景観の保全を行う区域となっています。
- ・ 湖山池は、周辺地域の宅地化など土地利用や生活様式の変化などによる汚濁流入の増加によって富栄養化が進み、水質の悪化、アオコ発生やヒシの大群繁茂などの環境悪化が顕在するようになり、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)が策定され環境改善に取り組み、現在は「第4期湖山池水質管理計画」(令和4年～13年)が策定され、水質環境基準及び水質目標値の達成を目指しています。
- ・ この中で、平成24年度に鳥取県と鳥取市による「湖山池将来ビジョン」が策定され、基本理念を「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」、目指す姿を「良好な水質」「豊かな生態系」「暮らしに息づく池(利活用の推進)」とし、鳥取県、鳥取市、事業者、住民などが一体となって、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進、湖山池の環境学習や一斉清掃などのハードとソフト両面の各種浄化施策を進めています。
- ・ 環境保全活動では、市民団体や企業のボランティアによる清掃活動「湖山池アダプトプログラム活動」が実施されています。(令和7年9月、27団体が活動中)
- ・ 湖山池公園の利活用については、「お花畠ゾーン」、「子供の遊びゾーン」「休養ゾーン」のエリアがあり、平成21年4月から、指定管理者が公園施設の受付等を含む公園全体の運営業務及び公園施設・園地の点検、整備、清掃、植栽管理等の維持管理業務をしています。
- ・ 「お花畠ゾーン」は、湖山池ナチュラルガーデン、お花見広場など四季折々の花々を感じられるエリアです。湖山池ナチュラルガーデンでは様々なイベントの開催、市民活動として「とつとりナチュラルガーデン俱楽部」が実施されています。
- ・ 「子供の遊びゾーン」は、桜の名所である青島のエリアです。青島の入口に「湖山池」のパネルやジオラマを常設展示し、学習機会の提供と魅力発信を行なう「湖山池情報プラザ」があります。エリアには多目的広場、キャンプ場、散策道のほか、近年、ドームテントのグランピング施設が運営されています。
- ・ 「休養ゾーン」は、湖山池西側にあたる福井地区から金沢地区のエリアです。「福井地区」では、汽水化によるハスなどの水生植物が全滅したため淡水のハス鑑賞池を創出させ大名ハスなどの再生を試みています。「つづら尾地区」には史跡つづらお城跡があり、「金沢地区」は多目的広場、テニス場があります。

- 今後の整備課題は、未整備の景観ポイント（地点）の修景整備、歩行回廊空間の確保では、安全安心な歩道空間・親水空間の整備があげられます。
- 住宅地内の樹木管理や歩行回廊空間における雑草・ごみなどの環境管理について、市民・事業者・行政の協働による先進的な取り組みが期待されます。

イ 緑化推進のための基本方針

本市固有の湖沼である湖山池の水辺の自然環境保全と親水空間の整備や住宅地の景観形成に努め、「良好な水質」「豊かな生態系」「暮らしに息づく池（利活用の推進）」の実現を目指す緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「自然環境の保全と自然の恵みの享受」

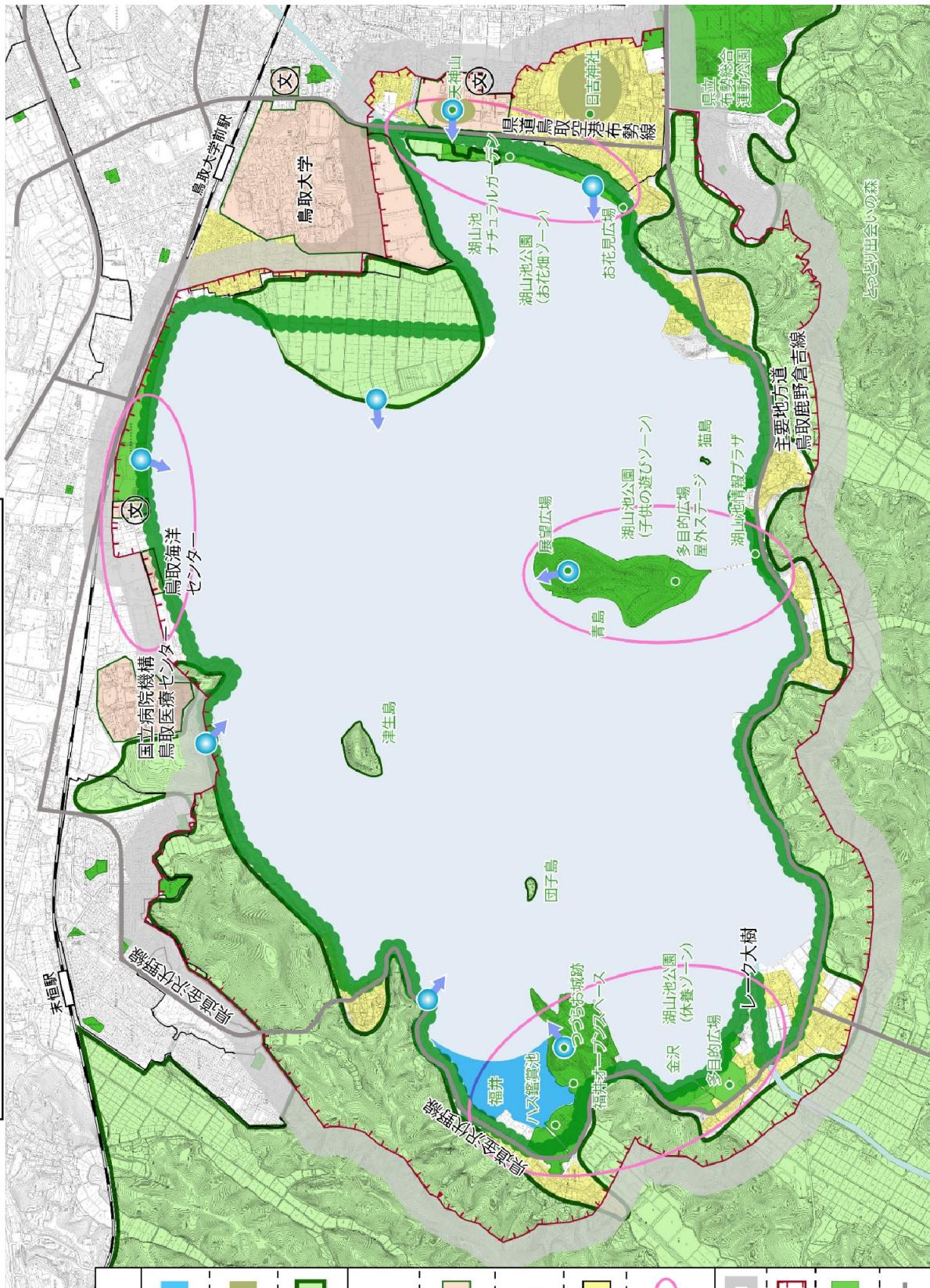
ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み緑化を推進していきます。

区分	内 容
守る	<ul style="list-style-type: none">○汽水化により消滅したハスなど水生植物の再生・回復○水質の浄化等による生態系の保全・回復○城跡や古墳、境内地など一団の緑の保全○湖山池の島や周辺の山並みの保全
活かす	<ul style="list-style-type: none">○湖山池公園利用の更なる促進○景観ポイント（地点）の修景整備○学校など公共公益施設の緑化の推進○自然環境と調和した住宅地の形成○歩行回遊空間の確保とネットワーク化
支える	<ul style="list-style-type: none">○案内板、ホームページ¹等による情報提供の充実○環境教育・総合学習としての活用○湖山池周辺の地域活動団体等との連携○大学・小中学校との連携と協働○自然環境の保全並びに自然とのふれあいを主体とした公園としての活用○緑を育む人材育成

¹ ホームページ：インターネットで、だれもがアクセスできる公開情報。

湖山池周辺地区の緑化イメージ図



凡 例	
水生植物を保全・ 再生する区域 守る	
一団の緑を保全する 区域	
島や山並み等を保全 する区域	
景観ポイントの修景 整備	
公共公益施設の緑化 推進	
水辺回廊の確保	
自然と調和した 住宅地の形成地域	
各種団体等による 連携、緑の活用	
緑化重点地区	
景観形成重点区域	
既存都市公園等の 緑の保全	
幹線道路	—